

第 2 日

1. 平成28年 3 月10日 午前10時00分招集
2. 平成28年 3 月10日 午前10時00分開議
3. 平成28年 3 月10日 午後 4 時18分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(13名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10番 池 田 龍之介	12番 笹 渕 賢 吾	13番 荒 木 拓 馬
14番 杉 本 和 彰		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

11番 杉 村 幸 敏

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 松 尾 裕 二 書 記 前 田 聡 子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長	有 富 孝 一
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	まちづくり推進課長	池 本 文 雄
税務住民課長	樋 口 哲 男	健康福祉課長	高 岡 悦 雄
商工観光課長	坂 本 政 明	建 設 課 長	池 田 宝 生
農林振興課長	北 原 望	学校教育課長	吉 田 収
社会教育課長	豊 後 正 弘	住 民 課 長	石 原 民 也
農業委員会事務局長	石 原 忠 邦	町立病院事務部長	堤 一 徳
特別養護老人ホーム施設長	坂 本 誠 司		

-
12. 議事日程

日程第1 一般質問

- 1 番 生山 敬之議員
13番 荒木 拓馬議員
3 番 蒲池 恭一議員

9 番 庄山 忠文議員

2 番 森 潤一郎議員

開議 午前10時00分

日程第 1 一般質問

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。御着席ください。これから本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。

本日は、5 人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については登壇して行うことといたします。質問者は最初の 1 項目すべてを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第 2 項目からの質問は質問席から行います。時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、生山議員の発言を許します。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） おはようございます。1 番議員の生山です。私にとって今定例会で 8 回目の一般質問となりますが、議員による一般質問は、年 4 回の定例会でのみ認められています。4 年間の任期中に最高で16回の機会が与えられているということになりますので、ちょうど半分というか中間地点にきたというわけですが、最近ある町民の方から、「一般質問は、何のためにしているのか」と尋ねられたことがありました。その時、私は「それは議員の仕事として、町民の代弁者として一般質問をしています」と答えになっていない返事をしてしまいました。あとで自分の中で何のために一般質問をするのかと、過去の一般質問を振り返りながら、改めて考える中で、いろいろと理由がみつかりました。その中で「何のためか」を一言でいえば、それは「期待に応えるため」じゃないかと思います。町民の方のそれぞれの思いを聞いて、可能な限り自分で調べて、そして、この議場で、公の場で、傍聴者の方も含め、全員で課題点、問題点を共有し、次に進むべく方向性を導き出していくことが一般質問の目的であり、手段であると私は考えます。

前置きが長くなりましたが、しっかりと町民の声に応えられるように、少しでも課題に対して改善に向かうようにと、気持ちをこめて、私の一般質問を始めさせていただきます。町長をはじめ、執行部の皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

質問事項 1、移住定住促進策について。（1）結婚している夫婦が和水町に転入してきた場合に、町にはどのような補助金、助成金があるか。（2）空き家を活用した町営住宅や宅地分譲などの定住促進策はどのような計画か。また、取り組みとして、現在どの段階に位置していると考えているか。

以上、2 点について答弁をお願いします。以降の質問は質問席より行います。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 皆さん、おはようございます。生山議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず1番の移住定住促進策についてということで、第1番目の結婚をしている夫婦が和水町に転入してきた場合に、いわゆるIターン・Uターンなどの移住者ですね。町にはどのような補助金、助成金があるかということでございます。最近、大都市への人口集中が顕著な半面、大都市圏を中心にIターン・Uターンまた、孫ターンの願望者は急速に増加しているということが、報じられております。自治体にとりましては、このような皆さんの関心を引き付けることは、移住定住者の増加に向けての大きな課題であると受け止めております。しかし、誠に遺憾ながら現状では移住移転時の直接助成は用意ができていない状況にございます。

二次的な助成といたしましては、仮に住宅を新築された場合の固定資産税の減免。結婚を伴う移住である場合は、新婚定住奨励金があります。その後になりますと、出生祝い金、各種の子育て支援策メニューがありますけれども、申し上げましたように、移住そのものに対する直接助成ではありません。今般の地方創生策におきましても、補助金メニューに取り込むべく内閣府等々とも打診を重ねましたけれども、事業そのものが対象になりきれず、地方創生施策から見送った経緯もございます。現在担当課におきましても、具体的施策とするべく検討をいたしているところでございます。このへんの経緯、経過状況等については、担当課長から御説明を申し上げたいと思います。

次に、空き家を活用した町営住宅や宅地分譲などの定住促進策はどのような計画かと。また、取り組みとして、現在どの段階に位置していると考えているか、どれぐらい進んでいるかということですね。町営住宅、宅地分譲等の住宅面からの移住定住の促進は、必要であり、差し迫った課題であると痛切に感じております。町の空き家借り上げによる住宅提供、これも地方創生メニューの検討をいたしたところでありましたけれども、先ほどの1と同様な理由で具体化に至らぬ経緯がございます。ただ誘致事業者の構想の中で、今般議会の御承認をいただきました、誘致事業者の構想の中で、空き家を借り上げまして、寮にする計画があります。類似形態として具体化を図らなくてはならないと考えております。これらをきっかけといたしまして、このへんを進めてまいればというふうに考えるところでございます。

また、宅地分譲事業についても具体的な候補地構想もございますけれども、インフラの整備、その他の事情をクリアしていく必要がございます。まずこのへんのクリアからはじめなくてはならないというところでございます。これも段階的な詳細については、担当課長からお答えをさせていただきます。まずは、第一答弁とさせていただきますと、あとは自席でお答えを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 生山議員の御質問にお答えいたします。

今、日本全国各地域でも田舎に住みたい、また、ふるさとに帰ってきたいという方も少しずつ増えてきているのが現状でございます。テレビ等で情報が入ってきておりますのが、やはり移住

定住を促進ということでございます。今後は、町へ移住定住を望む方へのPRビデオも作成しておりますので、そのようなものを情報発信としてつなげていきたいというふうに考えております。移住定住をしたいという方が当町に申請をされている方が100件ほどあります。しかし、その中で賃貸でもいい、家も土地も購入してもいいよという方もおられるところでございます。しかし、受け皿となる空き家バンクの登録件数が7件という少ないような状況でございますので、お互い納得する物件が乏しいような状況であります。しかし、これまでに町が間に入って土地建物から購入をされて定住をされている方も8件おられまして、21人の方が定住をされてきている実績があります。定住を進めるための制度としては、各自治体でも移住者向けに引っ越し費用、リフォーム費用、子どもさんがいる場合の加算金など、手厚く人口減少対策に力を入れておられる自治体もあります。当町もまち・ひと・しごと総合戦略におきまして、空き家バンクの制度の自立を図ることを目的に、空き家のリフォーム費用の一部助成、また移住者の引っ越し費用の助成なども検討課題として今後やっていきたいというふうには思っています。しかし、移住者だけを対象にするのじゃなく、やはり今まで和水町を支えてこられました方の三世代同居とかのリフォームの改築にも、やはり手掛けていかなければいけないのかなというふうに考えております。

それと空き家を活用した町営住宅や宅地分譲などの定住促進はどのような計画か、また取り組みとしての現在どの段階に位置しているのかということでございます。

空き家を活用した県・国の助成金制度もありますので、その中で、やはり田舎に住みたいなどというののお試しのリフォームの空き家を利用した、そのようなのを使って住んでいただいて、田舎暮らしを体験してもらうというのも、今後やれたならそういうのを入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、今月土曜日、12日でございますけども、肥後民家村の石の舞台を主会場といたしまして、移住ライダーと銘打って、これまで移住された方も含めて、和水町の良いところを発信してまいりたいと計画しております。宅地分譲計画におきましては、以前より計画がありまして、有明消防の上の方ですね。あちらの方の分譲住宅の整備もしていかなければならないというふうに考えているんですけども、何分生活ライフラインの排水対策が思うようにいかないということもありますので、関係課との下水道整備、上下水道の整備等も含めて検討していきたいと、そのようなのが可能であれば分譲住宅の整備も可能かなと、それとまた他の方法でできれば、そのようなのを検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） （1）の結婚している夫婦というのは、既にお子さんがいたり、これから出産、子育てを始めようと考えておられたり、また都会で定年退職を迎え、老後は夫婦二人で田舎でゆっくり過ごしたいと、和水町に移住された方などを想定しております。そこで、町にはどんな支援があるのかということで質問いたしました。

答弁の中でも出てきましたが、現在町のホームページには、移住定住を応援する三つのプランとして、次のように紹介されています。プラン1、新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産

税の減免。プラン2、新婚さん定住促進奨励金。プラン3、空き家バンク制度。とあります。それぞれの詳細については割愛しますが、実際にどれくらいの人が、これら三つの応援プランに引き付けられて和歌山への移住を考えるきっかけとなっているのかどうか。もちろん一定の効果、成果は出ているのは間違いないと思いますけども、より効果的に魅力的に和歌山には、こんな支援がありますとアピールできる新たなプランが必要ではないでしょうか。

そこで2点質問します。現在のプラン1から3のどれにも該当しなかった移住者の方たちの声、また提言・要望などを聞く機会は、まちづくり推進課の中でこれまであったか伺います。また、今後そのような機会を設ける予定はあるか、伺います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） お答えいたします。今まで移住してこられた方の御意見というのは、担当のほうも十分聞いておりますけども、あと来られた後のフォローというのか、そういうのがちょっと薄れているのかなというのは思っているところでございます。しかし、真摯に、相談に来られるのであれば、こちらのほうは、なんの・・・もなしに、やっております。今後も移住者に向けての説明会等は東京のほうの移住回帰センターですか、そういうところも和歌山出身の方がおられますので、その方と和歌山のパイプができておりますので、そのような方向で、こちらの魅力を発信していきたいというふうに考えています。12日の日も和歌山出身の方がこちらの方に帰ってこられますので、また移住のそういうお話ができるかなというふうには思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 昨年の9月までに税務住民課の方で窓口アンケートを転入、転出者に対して行われていますので、そちらも参考になるかと思えます。実際に移住者の方とお話をすると、外からの視点での新しい発想、地元の人が気づかない課題など、町のため、未来の子どもたちのために今すべきこと、必要なこと、無駄なことを率直に、そして具体的に思いを語ってくれます。しかしながら、悩みとして時によそ者が何をでしゃばっているんだという空気も感じておられて、良き理解者の存在の有無で生活環境が大きく変わってしまうというリスクもあるようで、なかなかやりたいことと、できることのギャップに苦労されている方もいるようです。移住者の方も何かを成し遂げたいと、行動を起こされるときはそれなりの覚悟も必要だと思いますが、それが町の活性化につながると期待できると判断されたときは、町行政としてもサポートというか、柔軟に対応できる窓口として、良き相談役としても、まちづくり推進課が機能してほしいと思います。

そこで町長に質問いたします。移住定住を応援する三つのプラン、改め移住定住を歓迎する20のプランや、ここは的をしばった10のプランを目指して、地方創生のメニューとかぶってもいいと思いますので、中長期的な視点で町独自の新たなプラン作成に取り組まれ、そして移住定住に成功した自治体として十年後にこの和歌山でシンポジウムを開催すると宣言されるほどのお気持ちがあるのか伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御提言ありがとうございます。十年後の成功した暁のシンポジウムということでございます。そうあるべく全力を尽くしてまいりたいというふうに思います。当然先ほど申し上げましたように、今現在、直接の補助、助成も持ち合わせていないということでございますので、まずそのへんから入り込んでいきまして、10、20のプランということでございましたけれども、生の声も聴きながら、本当に聴きながら、やってみりたいというふうに思います。どうか議員さん方のお力添えもよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 是非プラン10のうちの一つには、起業家支援の項目を入れていただき、雇用創出につながるような移住定住促進策を掲げてほしいと思います。

（2）のところについてですが、より具体的な計画がわかれば、いつから幾らくらいでそこに入居できるようになるのか。また土地を購入し、家を建てれるのは、最短でいつ頃になるのか、どれくらいの土地価格になるのかを和水広報紙などにも載せて、今転出を考えている方に思いとどまっていただけるような内容にしてほしいと思います。ちなみに今週の産経新聞記事で「国土交通省が空き家を活用した公営住宅を子育て世帯や高齢世帯向けに割安な賃料で入居できるための制度設計にのりだす方針を固めた」とありましたので、今後の動向に注目したいと思います。

次の2項目目の質問に移ります。ふるさと納税について。（1）平成27年のふるさと納税額は、また件数は。（2）返礼品の過熱競争は総務省も自粛をするようにと通知しているが、地元特産品のPRのため、また新たな六次産業化につながるような取り組みとして具体策は。（3）ふるさと納税者のリピート率を高めるための考えは。（4）ふるさと納税者に、例えば金栗マラソン参加の無料招待券を返礼品にすれば一石三鳥の効果があると思うが、どのように考えるか。（5）町外に住所を置く町職員の方に和水町にふるさと納税するようにと強制することはできないと思うが、特に問題がなければお願いしてみてもどうか。以上の5点について答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 生山議員のふるさと納税について答弁を申し上げます。

まず、一番目の平成27年度のふるさと納税額は、また件数はということでございます。平成27年度の和水町におけるふるさと納税受け入れ状況は、2月末の現在でございますけれども、397万円、件数で26件との報告を受けております。

次に、返礼品の過熱競争は、総務省も自粛をするようにと通知しているが、地元特産品のPRのため、また六次産業化につながるような取り組みとして具体的に答弁してほしいということでございます。返礼品のエスカレーターの自粛につきましては、総務省自治税務局から返礼品については、寄附金、税控除の主旨を踏まえた良識ある対応をとる要請がっておりますが、実態としては過熱競争に歯止めがかかっていない状況であると受け止めております。ただ、自治体により

ましては、非常に大きな効果をあげておられる自治体がございます。本町では、1万円の納税に対して、おおよそ2,000円程度の産品詰め合わせ等の返礼を行っておるところでございます。また、高額な納税になりますと、それに見合った対応もいたしております。ただ、背に腹は代えられないという思いがあることも事実であります。したがって、返礼品等々につきましても、後ほどまた触れますけれども、考えていかなくちゃいけないというふうに思うところでございます。特産品PR、六次産業化の部分については、担当課長よりお答えをいたします。

それから、3番目のふるさと納税者のリピート率を高めるには、ということでございます。ふるさと納税者に対しては、毎月広報紙をお届けするなど、つながりを保つための情報発信には、努めているところではございます。しかし、町のこういった情報提供にしても、申し上げました返礼品にしても、また納税の方法等についても改善していく必要があると認識をいたしております。

4番目のふるさと納税に、例えば金栗マラソン参加の無料招待券を返礼品にすれば一石三鳥の効果があると思うが、どのように考えるか、ということでございますが、生山議員の御質問の真意は返礼品や情報発信については、複合化し効果を高めなさい、そして極力和水町に足を運んでもらうことも重要であると、そういう御指摘であるかと受け止めます。その意味からは、前の御質問と連動する御提案ではなかろうかというふうに理解をいたします。ツールの複合化という意味では、貴重な御提案であると思います。金栗マラソン自体、それから前の御質問と合わせ、担当課長からも補足の答弁を申し上げたいと思います。

最後の町外在住の職員については、強制はできないけれども、問題なければふるさと納税のお願いをしてはどうかということでございます。大事な御提案でございます。熟慮をいたしまして、対応を考えたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） お答えいたします。全国で、このふるさと納税の返礼品につきましても、やっぱり過熱競争が激しくなっております。総務省のほうからもあまり過熱しないでやってくれというふうな通達が出ているところではございます。それと、その返礼品につきまして、地元の六次産業化等に向けた、そういうのも開発して返礼品とするのもというふうな考えで、今後は鳥獣被害等、悩むやっかいのイノシシ等がございますので、そういうふうのを活用した、今、全国でジビエ料理ですか、で有名になっておりますので、そういうふうな加工品もできないかなというふうなところで、今玉名のほうとの協議、定住自立圏の中での1市4町の中で、そういうのができないかなというふうなお話は出ているところではございます。

長野県の小さな自治体では、2万円のふるさと納税に対して、米1俵を出しているというところもございます。農業の振興策ということではなかろうかと思えます。九州では平戸市が年間13億円という高いふるさと納税があつておるところではございます。平戸市というのは、もちろん御承知のとおり海産物が豊富なおところではございますので、やはり市に直接関係ない方も、その多くの方が納税をされ、返礼品をいただくということを楽しみにしておられるところじゃないだろう

かと思います。約7割の返礼品でございますので、高い返礼になりますと、その13億の中の7割というと、4億近いのが実益になろうかと思うんですけども、しかし、それ以上の市のほうも返礼品を送ると漁業のほうの潤いがあるということではなかろうかと思います。しかし、当町でも海産物はございませんけども、農産物を生かしたその返礼品をしておりますけども、なかなかそれに見合った満足度のいけるような返礼品には至ってないのかなというふうには思っております。

今後は、各課との連絡を密にしまして、やはり納税をされた方が一番知り得たいと言いますか、その使い道ですね。ふるさと納税をしたけども、何に使われているのかと、項目はあるんですよね。これに福祉に使ってください、何に使ってくださいというのはあるんですけども、実際使われているのかなというのがあろうかと思いますので、今後は、こういうのに使わせていただきますよというのを、お伝えをしていきたいというふうを考えております。

それと、ふるさと納税者のリピート率を高めるための考えはということでございまして、毎月広報紙を作成しております、そのほうの情報も載せて、そして今納税をされている方に町の広報紙を発送しておりますので、そういうのにも更に載せていきたいというふうには思っております。

それと納税方法ですね。今後は、コンビニの支払い等とか、クレジット方法の検討もして、納税者の方がいろんな手間暇をかけずに納税をしていただけるようなやり方のほうにも検討をしていきたいというふうを考えております。

それと、ふるさと納税者に例えば金栗マラソン参加の無料招待券を返礼品にすればということでございます。本当に、こういう金栗四三さんの生まれたところでございますので、そういうのを情報発信していきたいというのは、思っているところでございますけども、やはり今のところ熊本城マラソンとか東京マラソンと、多くの大きな大会になりますと、やはり抽選漏れとかあるようでございますけども、今のところ当町の金栗四三マラソンにつきましては、抽選までは至っておりませんので、今後、その項目に金栗四三マラソンに参加をしたいというのを設けまして、そういうのにあたりましては、そういうのを返礼品としても考えていければなというふうには思ったところでございます。

それと最後の町外に住所を置く町職員の方の納税ということでございますけども、私も職員でございますので、この件につきましては、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） ふるさと納税については、以前にも一般質問で取り上げました。今質問しました5点、それぞれに対して答弁がありましたが、今後さらに財政的にも厳しくなり、サービス低下が懸念される中で、ふるさと納税は和水町にとって税収を増やす大きなチャンスであるはずなのに、今現在の結果として、この制度を生かしているとは言えないのではないのでしょうか。1年前と同じ質問をしますが、ふるさと納税の目標金額、目標件数は設定されているか、伺います。しているか、していないかのどちらかのみで結構です。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） ふるさと納税の件数、または金額を設定をしているか、いないかというのは、設定はしておりません。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 平成28年の目標金額として、私の中で目標は今の約3倍の、プラス1,200万の増収をイメージして質問をさせていただいています。なぜかという、1,200万の増収となった場合、専属として1名から2名の雇用も可能かと考えるからです。皆さんも、どこかで耳にされたことがあるかもしれませんが、まちおこしのキーワードとして、「まちづくりは人づくりから、人づくりは土づくりから」という言葉があります。本当にそのとおりだと。和水の宝は人であり、土であると私は思います。しかし、今の和水町のふるさと納税の仕組み、仕掛けからは、人も土も見えてきません。そこで返礼品の一つとして、「〇〇さんが土づくりからこだわり、愛情こめて作った安心安全な農産物です」と、人と土にスポットを当てた商品があれば、町のイメージアップにもつながると思います。

それから、最近の傾向として、ふるさと納税をしたお金が何に使われているのか、誰のために使われるのかを具体的に紹介している自治体に対して、寄附金が予想以上に集まってきていることです。（4）で、返礼品として金栗マラソンの招待券はどうかとお伝えしましたが、もちろん納税されたすべての人ではなくて、希望される方へという提案です。それと、他にも選べる返礼品としてこんな企画はどうでしょうか。和水町出身の方で、「ふるさとに帰省するのは、盆と正月くらいだ」という方は、結構いらっしゃると思います。そして、何をしに里帰りをされるかという、御先祖様のお墓参りが目的というか、責任というか、これだけは欠かせないという方は、決して少なくないと思います。しかしながら、高齢化とともに、遠出ができなくなったり、段差がある所には、移動できなくなったり、交通手段がなかったりと、お墓参りをしたくても、できなくなっているという問題が増えていると聞いております。そこで提案ですが、ふるさと納税を仮にですが、3万円以上された方のお墓を、その翌年に2回指定された月にきれいに掃除をしますと、そしてビフォーアフターの写真を返礼品としてお届けするというのは意外とニーズがあるのではないかと考えます。是非検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） ふるさとを離れられて、生活をされていて、やはりこちらのほうのお墓、または家があると、いろんな心配もされているのが実情ではないだろうかと思います。生山議員がおっしゃられました先祖のお墓の清掃、本当にそれはいいことだなと今思ったところがございます。こういうのも返礼品の一つになればいいのかなと思ったところです。ほかのところは空き家についてのことで、家の中には入らないで、外の庭木の清掃ですか、そういうのも返礼品としてやっておられるというところもありますので、そういうのも参考にしながら、

今、生山議員がおっしゃったことも十分、ほんなこて、その項目の中に入れさせていただいて、やっていけたらなというふうに思ったところです。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） （2）から（5）の4点の質問も含めてですが、皆で知恵を出し合えばより良い仕組みが生まれ、必ず増収につながると思います。再度改めて町職員の中でアンケートやアイデア募集などを実施してみてもいいと思いますが、どのように考えられますでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 必ず実施いたします。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 早期の実施を期待します。

次に3項目目の質問に移ります。町道（生活道路）の交通安全対策について。（1）車両やバイクなどがスピードの出やすい町道（生活道路）で、運転手に対して注意を促すための方法はあるものがあるか。（2）急カーブや狭い箇所、見通しの悪いゾーンの手前に看板やライン等で対策をする必要がある町道もあると思うが、町としてどのように考えているか、また地元地域から要望などは出ているか、伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 生山議員の御質問にお答えをさせていただきます。質問事項3の町道、生活道路の交通安全対策についてのお答えを申し上げます。

町道につきましては、地域住民、地区住民の生活道路という側面と、町外者を含めまして、通勤や各施設等への移動のための道路として改良を含め、その整備を進めているところでございます。また、道路の安全利用については、第一義的には利用者、通行者、すなわち自動車等の運転者の注意義務と歩行者や自転車等の利用者は、自分の身を守るための安全確認が欠かせないものと認識をいたしております。質問1の車両やバイクなどのスピードの出やすい町道において、運転手に対して注意を促すための方法は、どんなものがあるかという御質問でございます。これは、運転者が注意義務を果たした上での更なる注意喚起であると思いますが、例としては「スピードを落とせ」あるいは「学童注意」などの多くの注意喚起の看板などが考えられます。

また、質問要旨の2番目の急カーブや狭い箇所、見通しの悪いゾーンの手前に看板やライン等で対策をする必要がある町道もあると思います。町として、どのように考えているかということでございます。また、地元住民から要望など出ているかという御質問でもございます。

交通安全対策として、信号機でありますとか、規制看板あるいは停止線や横断歩道等の設置により、利用者の安全対策が講じられておりますが、これらの規制等については熊本県公安委員会の許可のもとで警察が設置することが原則でございます。町単独での規制はなかなか難しいとこ

ろがございます。そこで、町といたしましては利用者の皆さまへの注意喚起等を促すとともに交通量の多い主要な町道につきましては、町道の拡幅や歩道の設置、あるいは側溝の整備等々を行っているところでございます。具体的な注意喚起の方法や安全対策につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 生山議員の御質問にお答えいたします。町道の安全対策についての質問要旨1番。車両やバイクなどがスピードが出しやすい町道で運転手に対して注意を促す方法はどんなものがあるかという御質問でございます。

交通安全の啓発活動、先ほど町長が申し上げましたように、第一義的には道路利用者の注意義務がございましたが、啓発活動といたしましては、町職員を含め学校のPTA、あるいは交通安全協会、企業等の御協力によりまして、主要箇所での交通指導等を行っておるところでございます。

また、企業によっては、社員教育の一環として毎月定期的に街頭指導、街頭教育をなさっているところもございます。

また、町の交通安全協会でも注意喚起ののぼりや看板設置などに御協力をいただいております。更には防災行政無線等を通じて、交通安全週間には特に注意喚起を放送を行っているところであります。

その他、今まで過去にどういうことを行ったかということでございますけれども、平成23年に各行政区長を通じまして注意喚起看板の設置希望調査を行っております。その折メッシュ看板といわれる、網目の看板ですけれども、これを100枚御希望がございました。「スピード落とせ」が40枚、それから「飛び出し注意」が20枚、それから「通学路最徐行」という看板40枚、合計100枚であります。これをそれぞれ御希望のあった地域をお願いをいたしまして、地域で設置をされ、管理をいただいているところでございます。なお、警察車両パトカーによる定期的な巡回もされておりますし、希望があれば、要望もやぶさかではないと思っております。更には地域で合意ができた上での話ですけれども、御理解をいただかないといけないのですが、スピード違反の取り締まりですとか、交通取り締まりの実施要請も考えられると思います。

2番目の急カーブや狭い箇所、見通しの悪い町道に看板やラインをすることについて、どのように考えているか、地元から要望がないかという御質問でございますが、先ほど町長が申し上げましたように、規制看板は権限がございませんので、町道を改良したりするときには、道路の外側線と申しまして、外の線とセンターラインについては基準に沿って、町で設置することが可能です。その他の規制ライン等については、看板も含めまして、公安委員会の許可で警察の設置というのが原則であります。

質問要旨の1番の答弁の中でも申し上げましたとおり、注意看板等につきましては可能ですので、今後危険な町道については検討していく必要もあるかと考えられます。なお、地域からの要望につきましては、信号機の設置ですとか、歩道、横断歩道の移転、設置については、御希望があります。それは玉名警察署を通じて県本部、県警本部に要望をしているところでございます。

その他の要望につきましては、現在のところ承知はいたしておりません。以上です。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） スピードの出やすい道路、接触事故等の可能性の高い危険箇所はあげればきりがありません。ただ、できれば近年事故が発生した箇所などを中心に警察車両や青パトなどによるパトロール強化を考えていただけないかと思いますが、町の見解を伺います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 警察車両の巡回につきましては、駐在所さん二人いらっしゃいます。そこは職務として巡回をしていただいているところですし、警察におかれましても危険な箇所、事故の多発する場所については、重点的に巡回をしていただいているものと思います。

また、住民の皆さま方から御要望があれば、私どもとしても警察に、その情報をお伝えし、巡回等の要請をしていきたいとは思いますが、ただ、取り締まりにつきましては、地域の理解と合意がなければなかなか警察にも私どもといたしましても、要請することは躊躇いたしますので、その点については地域で十分お話の上、御相談いただければと思っております。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 答弁の中にも出てきましたが、運転者それと歩行者、双方ともに交通安全ルールやマナーの徹底が図られることが最も重要なことだと思います。ただ、どうしても物理的に改善の余地があるところには、なんらかの対策が必要ですし、万が一の事故があつてからでは遅いと明らかに思えるところもあつて、とても心配だと、地元住民からの不安の声も聞いております。そのような場合、まずは地元住民の方たちの要望として、できれば区長さんから代表で町のほうへ上げていただくのがベストな方法ではないかということ警察署のほうにも言われました。現在、町のほうには要望書が出ていないとのことですが、今後そのような要望書が上がってきたときには、早急な対処をしていただきたいということをお伝えしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 以上で、生山議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの生山議員の一般質問に対し、答弁漏れがありました。執行部の答弁を許可します。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 生山議員の2番の5番目の町外に在住する職員への勧奨といいますが、

お願いといえますか、ふるさと納税のですね、この部分につきまして、かつて組合を通じてお願いをしている経緯があるというようなことでございます。御指摘を受けまして、気がついた次第でございます。この部分追加して答弁させていただきますとともに、先ほど申し上げましたように熟慮させていただいて、問題のないような形で検討をしてみたいというふうに思います。失礼しました。

○議長（杉本和彰君） 次に、荒木拓馬議員の発言を許します。

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） おはようございます。13番議員の荒木拓馬でございます。ちょうど5年前、この3月議会でもございましたが、休憩を取り、昼食時間にテレビをつけてみますと仙台空港が中継されておりまして、津波にのみ込まれていく様子や、堤防から越えてくる津波、押し流される家屋、ごみやおもちゃのように流される自動車、川をものすごい勢いで押し上げてくるのを見たときに本当にこう、映画でも見ているような感覚で見ていたことを思い出されます。私も被災地には議会、そして農業関係の研修でもまいりましたが、いまだ家に帰れない数々の数多くの行方不明の方や、復興もまだ半ばであります。改めて御冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

1番目の質問といたしまして、平成26年度地域公共交通活性化再生法に基づき設置されました和水町地域公共交通会議で策定された和水町地域交通網形成計画の素案の説明というものが総務文教委員会では説明されてあるということでもございましたが、確定している部分が多いと思えますけれども、現実として今動いている三加和小学校のスクールバスとの共用はできないものかということでも伺うものであります。

これで第1回目の質問を終わります。後は質問席で行います。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 荒木拓馬議員の御質問にお答えを申し上げます。和水町地域公共交通網の計画についてということで、三加和小学校スクールバスとの共用等はできないのかという御質問でございます。先ほど荒木議員のほうからお話ございました部分と重複しますけれども、経緯も含めて御案内を申し上げたいと思います。

地域公共交通の活性化への取組みにつきましては、平成27年2月に道路運送法、それから、地域公共交通活性化並びに再生法に基づく和水町地域公共交通会議を設置いたしまして、本年度から活性化再生法に基づくマスタープランでございます地域公共交通網形成計画の策定を進めておるところでございます。策定にあたりましては、地域の実情に応じた計画にいたしますために、全戸アンケート、地元区長様方への聞き取り調査、移動制約者、要するに足のない方への聞き取り調査等の各種調査を踏まえまして、計画の素案も作成いたしました。3月4日に開催されました本年度第5回目の協議会において、承認されたところでございます。なお、本計画は5カ年の計画となっており、今後は計画にそれぞれ位置づけられました各種事業等として、一つ目、交通

空白地における移動制約者の移動をサポートするコミュニティバス、あるいは乗合タクシー等の導入の検討、2番目に山鹿市や玉名市への広域移動を担う路線バスの支援、3番目に路線バスへの乗り継ぎ拠点となる、小さな拠点の形成、主にこのような事業を中心に実施してまいりたいというふうに思っております。そこで、荒木議員から地域公共交通として、三加和小学校スクールバスを共用できないかという御質問をいただいております。平成26年度より三加和小学校のスクールバスにつきましては、一般貸切旅客自動車運送事業、いわゆる貸切バスですね、の許可を持っておられる町内の2事業者への委託により運行をいたしております。地域交通全体の活性化を考えます時に、現在、地域公共交通を担っている既存の交通事業者との連携が不可欠になります。近隣市町につなぐ幹線系統、特に路線バスですね、既存の路線バス事業者が担い、路線バスが運行されていない交通空白地については幹線を補完する支線の役割としてタクシー業者等へ、コミュニティバスや、乗合タクシーを委託するなど、それぞれが協力して活性化を図る必要があり、その部分を検討しているところでございます。

和水町地域公共交通会議におきましても、交通空白地の解消については、スクールバスの共用ではなく、町内に営業所があるタクシー事業者等へのコミュニティバスや、乗合タクシー等を委託するケースが望ましいという考え方で計画を進めております。ただ、荒木議員の御質問はもつともでありまして、私もこの会議を立ち上げる時には第一声で「一緒にするとよかたい」というような言葉を発した記憶がございますけれども、ただ、両事業とも補助金等々の関係もございまして、なかなか難しいところがございますかと思えます。詳しくは、担当課長のほうから御説明、御答弁申し上げます。

議長、私のただいまの言葉に、登壇してがいい。私のただいまの言葉に「足のない人」というような表現をいたしましたけれども、不適切であったかと思って、訂正を申し上げます。「交通手段のない人」というふうにお受け止めいただきたいというふうに思います。失礼をいたしました。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） ただいま荒木議員のほうから三加和小学校のスクールバスとの共用はできないかというような御質問でございましたけれども、平成26年度の三加和小学校の開校と同時に遠距離通学の子どもたちのためにスクールバスを導入いたしました。御存じのように三つの路線での運行をしております、現在132名の子どもたちが利用しておりますところでございます。

このスクールバスは現在協議が進められています和水町地域公共交通網形成計画に共用できないかというような御質問の中ですけれども、スクールバスとしての制約等もありますので、大変難しいと考えているところでございます。詳細につきましては、課長のほうから答弁いたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 教育長からスクールバスとしての制約等があるということで申

し上げましたけれども、スクールバスの運行につきましては、業者と平成26年4月1日から平成29年3月31日までを運行期間としまして、三加和小学校の児童が通学のために利用するということが業務委託の契約をいたしております。この委託料に対しまして国からの補助金の交付を受けているところです。その補助金の対象経費となりますのが、学校統合に係る小中学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する事業の経費ということになっております。それで、三加和小学校のスクールバスを利用している全児童が対象ということではありませんで、利用者のうちに通学距離が4km以上、また準要保護児童を省いた児童が対象というような決まりになっております。それで、この制度に基づきまして、平成26年度におきましては補助金の実績は400万7,000円と、それから、平成27年度の補助金については330万1,000円の内定が現在あっているところでございます。それで、この補助金については5年間ということになっております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） はい、わかりました。いろいろと制約があり、また補助金をもらったりの中でですね、こうできないということで、わかりますけれども、単純に考えてみますと、菊水に車庫を持っておられまして、三加和と菊水をですね、朝から行って、また戻って、また来られるということで、結局縦の線が和と水は三加和と菊水の線がですね、路線バスも通ってないし、なんかこう、どがんかできはせんどかなというような思いの中で感じたわけでしたので申し上げたところです。

それとですね、町立病院、先ほどですね、移動制約者の中でのアンケートを取っておられるということでしたけれども、そのニーズとか思いというのは、本当にどういうものであったのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 全戸アンケート調査を行いまして、約100人程度移動制約者の方の聞き取り調査も行っております。その中で、やはり近所の方が買い物等に行く時は乗せていくパターンと、家族の方、近隣に嫁にいておられる方が戻ってきて病院等に買い物も一緒なんですけども、そういうのをされておられるというところがございます。それと、全くそういう、交通の空白地で、どうしても移動が困難な方は、やはりタクシーを利用されているということがありますので、今後はですね、そのようなのが解消できるような方向性で秋からですね、本年度の秋から、どのような形態かというのを交通網の形成会議の中で、今、今年度は5回会議を開きまして、ある程度の方向性というのは出てきておりますので、コミュニティバスでいくのか、乗合タクシーで移動手段を考えるのかということで、今、交通網会議の中で出ておりますので、そういうふうな手段で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） 課長の答弁は実態というか、そういうアンケートの内容がそうだったの

かもしれませんが、やっぱり制約者がですね、本当に何をしてもらいたいのか、どこが困っておられるのか、そのために何をせやんのかということが一番大事な部分であって、実態調査のごたるばかり答弁でしたので、ちょっともう少し掘り下げていただければというように思います。答弁をお願いします、後で。

それと、昨日もありましたけれども、町立病院のほうのマイクロバスの問題も昨日出ておりましたけれども、その件についてもですね、どうにかうまい具合に三加和から菊水の町立病院へというところの流れの中でというような思いも持っておりますので、交通網の計画書の中でですね、どのような位置付けというか、方向性というか、その病院の関係というものはどういうものであるか、謳ってあればちょっとお伺いをいたします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 申し訳ございませんでした。1件1件ですね、回っております。民生委員さんを通じてですね、区長さんも通じて、職員回っております、その中の声というのが先ほどありました、近くに嫁行ってるよ、そういう方が来ておられますよという方の声を聞き取り調査ですね、それもあっていると。

それと、これから公共交通の体制をするのにあたって、やはり自宅までよければ来てほしいなということがあっております。

それと、町立病院のケアバスですね、それとの絡みで、ケアバスも今後利用されていかれるのと、コミュニティバス、乗合タクシーのうまい具合に調整をしながらですね、そのへんのほうの移動手段にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） 私たちはですね、昨日、この間これをいただいた、前回ですね、昨日じゃなくて前回いただいたわけですけど、詳しいところは、まだあれしてありませんけど、先ほど町長も乗合バスの部分とか、路線バスのとか、小さな拠点事業とか、そういうところを申されましたけれども、せっかくの機会ですので、この基本的な部分というかな、雑駁にというかちょっとここで説明を少ししていただければと、課長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 課長が詳しくお話申し上げます前に、全協での御説明の際にも出ておりましたけれども、横軸といたしますかですね、南関、山鹿、それから玉名、玉東、この辺への移動手段というのは、わりと路線バスで埋められて、本数等々の問題はありますけども、埋められておりますけども、どうしても三加和、菊水を結ぶ、この縦軸といたしますか、南北の路線というのに弱みがある、ですから、ここを充実をさせなくちゃいかん。

それから、今、課長が申し上げましたように、なんといいですか、一つ拠点というか、待合場所といたしますか、そこに行くためにかなり距離があるというような方もおられる。ですから、そ

のへんのこまめな運行をどうするのか。

それから、町立病院のケアバス、今回のアンケートを取る前もですね、「ケアバスで病院までせっかく来たばってん、その先がどうにもならん」というようなお話をたくさんいただいております。したがって、そのへんとの連結をどうするか等々、重きを置いて設定をしてみたいというふうに思います。

また、コミュニティバスになるのか、乗合タクシーになるのか、あるいは併用になるのか、いまだ確定はいたしておりませんが、毎日運行というのも厳しい面がございますので、そういう面ではケアバスとの連携といいますかですね、日替わりといいますかですね、そのへんも考慮・検討してみたいというふうに思うところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） この公共交通の計画で、やはり縦の線ですね、言われたように、本当はないというのが現状でございます。ケアバスは今運行されてその線を結んでおるのが一番の病院に通われるのが一番の移動手段かなと思っておるところでございますけれども、やはり普通一般の定期バスにつきましては、それを妨げないような交通形態でいかなければいけないという制約もございますので、先ほど町長のほうもあったように、小さな拠点の三加和地区には1カ所、それと菊水地区に1カ所設けまして、そこまでコミュニティバスか乗合タクシー等を利用して行って、そして、そこからの普通の一般のバスのほうで移動、玉名、山鹿、それと熊本の方と、いうふうの移動手段の確保をしていきたいというふうに交通会議の中でも出ております。そういうのを踏まえた中でのアンケートといいたしましうか、その中の1件1件、交通手段がない方への聞き取りのほうも行っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） 交通の基本的な部分ですかね、そういうのはいろいろ制約とか、部分はわかりましたけれども、本来の目的というか、それはやっぱり交通弱者対策だろうというふうに思いますので、十分こう住民の方々、密に連携を取られまして、また、よく住民の意向をおくみ取りいただきまして、今後運用、実際の計画の中で実行の中で生かしていただきたいというふうに思います。これで一つ目の質問は終わります。

次に、質問の第2番目に入ります。税情報の公開についてということで、昨年9月、一町民から、町議会議員の税金滞納疑惑を明らかにするため、議員の税情報等の公開要望が出たため、議会では全議員の町税、給食費、住宅使用料、奨学金等の納税証明書等を自主的に提出したが、賦課徴収等に関する調査対象期間は、過去どこまで遡ったのか、また調査したのか伺いたいということ質問いたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 荒木拓馬議員の御質問にお答えを申し上げます。2番目の税情報等の公

開についてということで、昨年の9月に税金滞納に対応するための、明らかにするため、議員の税情報の公開要望が出たため、議会では全議員の町税、給食費、住宅使用料、奨学金等の納税証明書等を自主的に提出したが、賦課徴収に関する調査対象期間について伺うということでございます。

ここに、それこそ御質問に載っておりますように、昨年の9月の定例議会でありましたかと思えます。陳情等文書のうち、議員の納税調査についての要望書が採択されました。それを受けて、その後、議員各位におかれましては、関係する課から御自分の納税証明書等を請求され、御提出になったというふうに伺っております。御質問の趣旨は、賦課徴収等に関する調査対象期間ということであろうかと思えますので、まずは担当課長から答弁をさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。まず税務住民課が所管します税につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、たばこ税、及び入湯税の六つの税がございます。納税証明書の交付につきましては、地方税法第20条の10、及び同法施行令第6条の21に定めがございます。請求する日の3年前の日の属する会計年度の開始までが納入すべき額、納入した額などの証明事項となります。具体的に申し上げますと、平成28年1月に請求があったとしますと、平成24年4月以降が証明事項となります。今回の請求では、過去から現在に至るまでの議員在職期間を調査対象期間とされておられます。従来の納税証明では先に述べましたとおり、3カ年間で証明となりますが、証明事項を和水町税に未納がない事項に設定することにより、在職期間での全てを対象とでき、未納がない証明書を発行しているところでございます。

調査対象期間ということですが、税の滞納整理につきましては、国税徴収法に基づき、納期限後20日以内に督促状を送達し、督促状を送達してから11日経過しても納税されない、納税相談等をされない場合は財産調査を行い、差し押さえを行うことになっております。

また、滞納分の徴収金が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させます最終的な手段であります不納欠損でございますが、不納欠損された税については完納扱いとなりますので、和水町の債権は消滅することになります。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 学校教育課関係では、給食費、奨学金、教職員住宅使用料について各議員さん、本人の過去から現在までの議員在職期間の納税等の証明書というようなことで認識をしております。

それで、給食費につきましては、調査対象期間であります議員さんの在職期間に子どもさんが小学校、中学校に在籍されていたのかどうか、その期間ということで調査対象期間としております。

それから、教職員住宅の使用料につきましては、議員在職期間に教職員住宅に入居されている分が調査対象期間というふうに認識をしております。

それから、過去から現在までの議員在職期間の議員さん本人の納税等の証明書ということでございますので、奨学金につきましては議員さん本人が奨学金を借りられて、過去から現在までの在職期間の返還の発生というようなことはあっておりません。事例そのものがございませんということです。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） ただいま調査対象期間等についてですね、説明ございましたけれども、答弁ございましたけれども、御案内のとおり、全議員の中には在職年数の一番長い議員で20年、最短で2年となっております。合併以前から在職している議員も6人いることから、単純に過去のどこからどこまで遡った調査ができたかということが引っかかっておりましたので、確認のために質問をした次第であります。

ところで、今回一番知りたかった情報は、議員が税金などを本当に滞納していたのか、あるいは滞納しているのかということでございました。今回の調査結果では議員の滞納はなかったという報告を受けました。正直言ってほっといたしておるところでございます。なぜならば、本来我々議員はですね、毎月報酬をいただいておりますのでございまして、皆さんの税金から、町民の税金からですね、いただいておりますので、そういうようなことがあってはですね、絶対にいけないわけでございます。もしですね、議員が町税分を滞納している、もしくは滞納したというような疑惑や疑念を町民が、今回のことでですね、今回いろいろ言われておりますけれども、町民の方が疑惑を持たれていたからこそ今回も出たわけございまして、絶対にあってはならないことでありまして、執行部におかれてもですね、いろいろ心配されたんじゃないかなというふうに思います。絶対あってはならないことであり、今後も法令を遵守して徴税業務を行っていただきたいというふうに思いますけれども、町長並びに担当課長の答弁をよろしく願いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ただいまの荒木議員の御指摘、お言葉、そのとおりであろうかと思えます。ただ、ままですね、不可抗力というようなことがあって、納期限までに納められなかったということであれば、急いでフォローをしていただくというようなことだろうと思います。私自身も含め、気をつけていかなければいけないというふうに思うところでございます。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） まず、地方公務員法の34条に職務上の秘密ということがございます。また、地方税法の22条にも調査事務上の秘密ということで、いわゆる守秘義務でございます。このへんを基本に国税徴収法、それから地方税法、そのへんをしっかり熟知した上で間違い

のないように業務を進めたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） ただいま、税の徴収にあたっては法令を遵守し、業務を行う旨の答弁がございましたが、税の情報公開については、地方自治法第22条で税に関する秘密の漏洩に対しては2年以下の懲役又は100万円以下の罰金という罰則規定がされていますが、一方、地方公務員法第34条では公務員の守秘義務があつて、税情報の公開については一定の制限があることは承知をいたしております。が、今後の税情報の公開ということについて、執行部の基本的な考えを伺いたいというように思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） 税情報の公開ということでございます。お聞きされたいのは、いわゆる滞納処分というかですね、そのへんかと思うんですけど、先ほど申しましたように、不納欠損が最終的に行われた場合は、いわゆる完納ということで滞納はゼロということになります。この不納欠損をする場合、いわゆる文書として、起案は行うわけでございますけど、これにつきましては、公開につきましてはですね、個人情報となりますので、公開はできないものと理解しております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） 奨学金制度の部分で、先ほどあれでしたけれども、一度ですね、9月議会だったかと思えますけれども、いるとかあるとかというような言葉をここで聞いたことがあります。したがって、それについてちょっとお伺いをいたしたいというように思います。

奨学金制度というのは、計画どおり返済すれば完全に無利子で借りられるという大きな魅力があるというように思いますし、借りた以上はですね、結局貸与条例というか、それに沿って対応で完済するというのがですね一番、それは絶対していかなければならないわけですが、そういう約束で借りるわけですから、だろうと思います。

今までですね、奨学金の借りる時に明細書とかいろいろ借用書とか誓約書とかというのがあるかと思えますけれども、それは完全に不備なものはなかったというようなことだろうとは思いますが、やっぱり連帯保証人あたりがですね、必ずついているというように思えますけれども、やっぱり議員は、子どもにお金を借るわけですが、本人が借ったようになってますが、実際は親が出さなければならぬ、親が出せないから借り取る、借り取るというか、子ども名義で借りる、そして自分が連帯保証人になるというような形になっておるわけだろうというように思いますので、やっぱり、それはですね、ぴしゃっと、ぴしゃっとというか正確にやっていかなければならないというように思っております。

昨年蒲池議員の部分であったかと思えますけど、ある、ないというような部分がありましたので、あつておりましたので、教育課長にあの件に関してですね、どのようになったのか、相殺し

て済んだのか、という部分でお伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの荒木議員の御質問でございますけれども、昨年の9月の定例会におきまして、決算審査の中で奨学金関係の現年度分、過年度分の滞納の決算状況という中での御質問が確かにございました。その中でただいま御質問がありましたように、議員さんの中でどうだったのかというようなことでお聞きされましたけれども、本人が借りているのではなくて、その子どもさんが借りられていると、その中で奨学金については第一の保証人については親がなられる場合がほとんどであるというようなことで申し上げまして、その子どもさんがあくまでも借りられて、親は保証人というような形で出されているというようなことで申し上げました。

それで、保証人の制度については、またあとで御質問も出ておりましたけれども、誓約書を出していただくのが、奨学金の貸与が決まって、町のほうから、教育委員会のほうから本人に通知を出したあとに、誓約書を出していただいております。この時には保証人は1人の名前で結構でございますけれども、奨学金の貸与が終わったあとに返済をしていただかないといけませんけれども、その返済の計画の段階で借用証明書の中に保証人を2人出していただくというような形になっております。

それで、先ほどの質問の内容に戻りますけれども、誓約書の段階でそういった名前が出ていたというようなことでございます。以上です。

それで、滞納関係につきましてはですね、奨学金全体でございますけれども、担当を含めまして滞納金額の削減に昼も夜も問わずにですね、対応しているといったような状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） なかなかいい制度でありましたけれども、私も総務文教におりました時に、特会から一般会計にくるときに、何で特会に、一般会計に入ったのかなというようなことをお聞き、入るのかなというようなことをお聞きした時にですね、そういう滞納の状況があったというようなこともありまして、もっと借りる方々もですね、いろいろしっかりしなければならないうしろ、法的、条例的な部分でもですね、まあちょっと不備もある部分もあるのかなというようにも感じておるところでございます。

最後になりますけれども、私たちの議会としてもですね、そういうこともございますし、あったにしろ、あるにしろ、ないにしろっていうか、やっぱり疑惑があったからこそですね、このような要望が、公開要望が出たわけですので、これから先もですね、我々議会としても、調査の特別委員会等の設置も視野に入れながら進めていくべきではないかというように思っております。こういうことを申し述べながら、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 以上で、荒木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、蒲池議員の発言を許します。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 皆さん改めましてこんにちは。3番議員の蒲池でございます。3月定例会の一般質問をさせていただきます。皆さん方、今日の熊日の新聞は読まれたでしょうか。大きく16面、17面にですね、悲しみ繰り返さないということで、こういう大きい記事が出てました。震災から5年が経ち、そんな中でですね、被災前と比べた時に、被災前を100点とした場合ですね点数を付けられてます。計算してみたら57点ということでした。平均点数がですね。それだけ甚大な被害だったと改めて感じたとともにですね、一人でも少しでも早く100点に近づけるような震災復興であればなと心より、心より念じる次第であります。そういう中で、ある一面ではですね、熊日の、今日もまた傍聴に来ていただいておりますけども、熊日の記者のほうからですね、「子どもの安全は」というところで、クエスチョンマークがなされたなかで記事が載っております。そういう我々は町民の皆さん方から負託をいただいてこの場に立たさせていただいております。そういうことを踏まえながらですね、一般質問をさせていただきます。

それでは質問事項1といたしまして、菊水地区の学校統合について（1）今後の進め方について伺いたいと思います。あとはですね、質問席にて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 蒲池議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目の菊水区域の学校統廃合について、その中で今後の進め方について伺うということでございます。

まず、第1番目の御答弁を申し上げます。菊水区域の学校統合につきましては、27年3月、1年前になりますけども、定例会における菊水中央小学校の改修による基本実施設計委託料の提案以降、議会全体の合意に至らず、現在も未解決の状態にありまして、関係者の皆さま、町民各位には、本当に、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいであります。改修と新築で意見は分かれているにいたしましても、4小学校を統合し複式学級を回避したいという大きな方向は町の方針、関係の皆さまも一致をいたしているところでございます。何とかして合意点を見いだせないかと、こればかりが頭を離れないところでございます。ただ、現実といたしまして、菊水中学校校舎、菊水中央小学校校舎は、今現在使用しているにもかかわらず、耐震強化を必要といたしております。

また、南小学校を除く中学、小学の4体育館は吊り天井になっておりまして、吊り天井もまた

文科省の指摘を受けている事項でございます。この現実を重視いたしまして、昨年9月からは耐震補強だけでも先行させていただけないかと議会にもお願いを申し上げているところでございます。12月定例会の成り行きを受けまして、議会でも統合関係に対する特別委員会が設置され、検討、協議を行っていただくことで進んでおるところでございます。耐震補強の必要性は議員各位にもこれは十分に御理解をいただいていることが推察されまして、また、保護者代表の皆さんからの御要望もいただいているところから、耐震だけは先行していただきたい、強い思いがございます。

その後、統合形態等の議論になると思いますが、その際には是非とも私にも出席する機会を与えていただきたいをお願いをいたすものでございます。本定例会における一般会計予算の措置にいたしましても、この特別委員会の設置を重く受け止め、また、耐震に対する御理解を期待いたしての措置でございます。蒲池議員におかれましても、この点、なにとぞ御理解をいただきたく、お願いをいたしまして、第1回目の答弁とさせていただきます。あとは自席にて失礼いたします。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 町長は、なぜ検討委員会が議会によって設置されたと思われますか。お伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 私のお願いしているところ、また、議員さん方受け止めておられるところ、このへんに大きな乖離があるものというふうに受け止めております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） そうですね。この検討委員会はですね、あくまでも議会が議会で決めるということであって、町長の諮問機関でないということは重々承知していただいていると思いますが、どうでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 当然のことだと思います。先ほど私が出席をさせていただきたいと申しましたのは、生の声も伺いたい、また必要とあればですね、重ねて私の思いも申し上げたい、そういう思いがございますもんですから、それに言葉は悪いですけど御勘弁ください、横槍を入れようとか、そういう思いはございませんので。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 27年の4月に開校する予定だった、番城グラウンドに設置するはずだった、番城グラウンドにですね、つくる新校舎は耐震もしなくてもいい、ちゃんとした学校ができるはずでした。そんな中でですね、予算が24年度まで、26年度までか、25年度までに、8億

2,700万、造成工事と用地買収等に費やし、また福原町政になりまして、2年間で2億2,500万でしたかね、それは全て一般財源でございます。そういうことも踏まえながらですね、議会として今まで賛成をしてきたこと、そして子どもたちの命をですね、耐震だ耐震だと言われる中で、命に関わるようなことをですね、政治の論争にしてはいけないという思いから、私は12月の定例会において、耐震に関する予算を削除し、修正案を提案させていただきました。そして、可決、成立させていただきました。

私はですね、なぜそのことをまたあえて言うのかということですね、やっぱり我々議員が認めてきたから番城グラウンドにそれだけのお金を費やしてきたことをですね、我々議員はですね、熟知しなくてはいけないという思いがあるからでございます。そういうことをですね、もう一度我々議会として、それに対する、町民の皆さんに対する、確かに命に関わる耐震はしなくてはいけない、しかし本来であるならば、平成27年の4月には建ち得てた、それが私はいつも言いますが、町長たちの間違った住民運動の中で、これが阻害されたと思っております。そこは見解の違いだと思いますけども、そういうところを検討委員会の中ではしっかり議論をしてですね、議会としてそういう答申を出したいと考えています。

ちょっとここでお聞きしたいんですけど、学校教育課としてですね、教育長、耐震だけを望まれるんですか。統廃合と10年前から、南小学校から要望書が上がりました。南小学校ですね。そこを一緒に考えていつていただきたいと思うことは、今も変わらないのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、蒲池議員からお尋ねありましたように、当初は平成17年から複式学級の解消と同時に、小学校が統合するということなので進んでおるこの統合問題でございますけども、当然、統合すれば耐震化は完了するというような思いで私たちも進んでいたところでございます。そのかわり、その件について教育委員会としては、それは一向に変わっているものではございません。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 統廃合していただきたいという気持ちは今も全然変わらないということですよ。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） はい、そのことは是非お願いしたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 町長にお聞きしたいと思いますけど、この教育委員会の思いと、今町長が進められてる耐震だけはこの思いは、あまりにもかけ離れると思いますけども、どのように

感じられますか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先ほど第1答弁でも申し上げましたように、現実的に今、それは先ほど見解の相違というお話がございましたけども、そうであるかもわかりません。私の考え方に賛成の方、反対の方はそれぞれいらっしゃると思います。ただ、現実として、それが善し悪しを問わずですね、今耐震の必要性が残されたままの状態になっております。これはなんとしてもですね、解消をしなければならない。ですから統合につきましても、先ほど申し上げましたように、特別委員会において、今、蒲池議員がおっしゃいましたけれども、町長とは関係ないところで議会としての議論をするよということでございますので、それにつきましても、すぐというわけにはまいりません。したがって、その何年かの期間、これについても、どうしても子どもたちの安心安全は守っていただきたいと、そういう思いで申し上げてお願いをしているところでございます。そここのところは御理解いただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） であるならば、町長は2年間このまま統合は進まないのひとまず耐震をさせてくれと、任期期間中はそれは解決しないということで御理解しとっていいとですか、私は。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そうではありません。改修による統合にいたしましても、これから新築をするということにいたしましても、それだけの期間はどうしても、対応期間が必要であるということでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 町長は、今日の新聞は読まれましたか。先ほど私が紹介した「子どもの安全は」ということで、これどのように受け止められてます。議会が悪いと受け止められているんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 私は議会が悪いと申し上げたことは一度もないと思います。見解の相違というのはありますけども、議会が悪いと、重ねて申し上げますけれども、申し上げたことはございません。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） この中に書いてありますけども、たぶん記者さんのほうからですね、た

ぶん町長に聞かれたと思いますけども、「本意ではないが、当初予算をまるごと否決される可能性があったため」と言われてますけども、実際問題ですよ、12月の定例会から今回の定例会まで、議会に町長が耐震をさせてくれというようなことは何も我々には言われてませんけども、それは検討委員会を設置するから、議会に丸投げされてるんですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 丸投げということではありません。私の思いは変わってないということでございます。したがって、今回の当初予算につきましても、私の思いとしましては是非何度も何度もというそしりを受けましても、計上させていただいて、御審議をお願いしたいところでありましたけれども、万やむを得ですね、諸般の事情が感じられまして、万やむを得ず、御存じのような措置をとらせていただいた。したがって、本来は計上したいところだけどもという意味の本意ではないがという意味でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 12月から3月まで何も我々、私に対しても何も話はありませんけども、そのまま丸々提案して賛成できると思われてるんですか。そんなにこの問題というのは話し合いをしなくてももう執行部が提案したことを、そしりを受ける、そしりを受けると何回も否決されて、それが和水町が、4回否決された、ここに書いてありますね、この中にも「4度不承認」で、また今度は5度目で。だから、なぜそういう話し合いを持ってこられないんですか。どうぞ。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 私の理解は、12月の蒲池議員のお申し出、それからそれを受けましての統合、失礼しました、特別委員会の設置、特別委員会の中でですね、今、班分け等々が進んでおるところでございますけども、そこで御審議もいただく、これは現実として両方の意見がありますので、御審議をいただけるものだというふうに確認をいたしておりました。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今の言葉とですね、今は何か、議会の検討委員会を重視するような言い方ですけども、出てきた結論は尊重するが必ず従うわけではない。これは今の答弁と相反するんじゃないでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 諮問というのはそういうものだと思います。必ずしも従うと、それはそうしなくちゃいけない時もあるかと思います。また、諮問とは別に、自分の思いというのをぶつける場合もこれもありかと思います。ですから、それが議会の特別委員会を無視するということには決してなりません。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 私が言いたいのはですね、必ず従うわけではないということを入れる必要があるのかということです。言うことがですね、町長自身がですね、それが心に現れてるんですよ。出てきた結論は尊重すると言っとけばですよ、何も私言う必要はありません。実際いうて。まあそれはいいですけど、そういう思いだろうと思います、町長はですね。

9 月の 2 日にですね、全協の中で議会資料の中でありますけれども、何ページだったかな、7 ページのですね、耐力度調査が平成19年に菊水中学校のところが出てますけれども、これは5,000点以下ですよ。1 万点が満点だったと思いますけれども、これに関しては、この耐震工事に入ってませんが、耐力度というのにしてですね、これは文科省から指針が出ていると思いますけれども、それについて課長のほうで調べてらっしゃるならですね、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの御質問でございますけれども、校舎とか施設についての状況を把握する数字に耐震耐力度、耐震調査、この二通りがあるわけですが、この耐力度につきましては、文科省の方針でですね、危険度の判定基準であります構造耐力、保存度、及び外力条件を基準として総合的に判断するといったような内容で、今年度中央小のほうも耐力度調査をいたしておりますけれども、そちらのほうでもですね、そういった指針に基づきまして、コンクリートの局所的なはつりの調査、それから中性化の調査、それから鉄筋のかぶり等、そのあたりを調査をして耐力度調査をしているということで、耐震とは別の調査になっております。

それで、今言われた平成19年に菊水中学校のほうで耐力度の調査をいたしております。この時までは5,000点というのが一つの基準になっておりまして、それを下回ったら校舎等改築するときの補助対象になるというようなことになっております。ただ、平成20年以降の調査については4,500点が基準ということで、500点基準が下がっているというような状況になっております。それで、校舎を造ると、改築するといったような場合には、この耐力度調査、これが一つの補助の対象になるかどうかといったようなことが基準になってくるかということでもありますけれども、耐震の工事をしたあとに、この耐力度がどう変わるのかということも出てくるかと思います。耐震の調査、耐震の対応をしたならば、当然その耐力度も上がってくるということも考えられますので、現在の、現在といいますか、19年に調査をしております4,752点、4,803点、このあたりの数字が変わってくるというふうになってくると予想されます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今のを聞けばですね、平成20年からは4,500点でいいというような言い方にとられたかなと思いますけれども、平成19年度までに調査した分に関しては5,000点以上なければ駄目だということですよ、でしょ。5,000点以下では耐力度がないということで、文科省からは、そういう指摘を受けるわけでしょ。だからこれは結局5,000点以下だから耐力度がない

ぞということですよね、はっきり言って。それは理解しとってよろしいですか。ちょっとお答えしていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 現在調査しているのは平成19年の数字が基になりますので、それからすると危険であるという判断で結構です。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 町長は知ってらっしゃいましたか、このことは。どうぞお答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 耐力度については存じ上げておりました。今、教育課長も申し上げましたように、耐力度というのは躯体そのものの粘り、あるいは頑丈さといいますかね、文字どおり体のほうの耐力も含めた耐力だと思いますけれども、耐震をやることによりまして、この数値自体も上がってまいりまして、それから、仮に中央小学校に統合をさせていただくということになりますと、中央小学校自体は昨年の耐力度調査でクリアをいたしておりますので、まだ、体のほうの耐力はあるというふうに認識をいたしております。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 教育課長、これは大事な問題ですけども、本当にですね、耐震をしたら耐力度は上がるんですね。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 上がる可能性が非常に高いということです。耐震についての対応を当然構造にするわけですから、耐力度調査の中にそういった部分も調査として含まれているわけだからですね、当然上がってくることは予測されると。ただ、その点数がいくらになるかというのはですね、調査をしてみないとわからないということでございます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） それでは、この2億2,000万が幾らになるかわからないということですか。耐震工事がですよ。一応全協で説明されたこの数字ですよ。は、どうなんですかね。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） この数字は耐震の対応の工事の事業、その部分のみでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） ということはですよ、耐力度は上がるか上がらないかわからないけども、耐震だけさせてくれということですよ、実際いえば、ですよ。可能性があるんでしょ。だけどそれは我々は数字としてどれくらい上がるかということとをちゃんと見て、そして判断するべきじゃないんですか、我々は。違うんでしょうか。すみません、後ろのほうがちょっとやかましいんで御指摘お願いします。

○議長（杉本和彰君） 傍聴席は静かにお願いいたします。

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 繰り返しになりますけれども、耐震の工事をすれば耐力度自体も数字は上がるという可能性は非常に高いということです。そこでいくらか数字になるかというのはちょっと断言できません。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） まあ、実際問題、耐力度が落ちているにもかかわらず、それに関しては予算の計上はされない、結局は耐震をした時に一緒に上がるだろうというような考えの中で、この耐震工事の2億2,000万があがられたところですよ。ただ、私が言いたいのはですね、本当に統合と考えるべきじゃないかなという思いの中でですね、私は進めてきました。そんな中で町長はですよ、玉名地域医療体制づくり推進本部の会議に出ておられますけども、これはなぜこれできたのかおわかりでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） この公立玉名中央病院の建て替えの必要自体は耐震の補強をしなくちゃ、大幅な補強をしなくちゃいかん、あるいは建て替えをしなくちゃいかんと、そういう必要性から話が出てきたんだというふうに理解をいたしております。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） まさに我が町の中央小学校と菊水中学校が建て替えをしなくてはいけないという時期だったからこそ、新築案が出てきて、未来につけを残さないようにしようと、今現在、なら中央病院は危なくないんですか。耐震から考えれば、どうなんでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） これは間違ったらすみません。詳しくそこまで確認をしておりませんけれども、玉名中央病院の場合は全体的な耐震強度が不足をいたしておる。それから我が町の中央小学校、それから菊水中学校については部分的でございますので、そのへんを補強すれば足りるというふうに理解をいたしております。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 私が聞いた中では数億はかかると聞いております。和水町は 2 億 2,000 万が少ないお金で済むと町長はお考えなのでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 少ないどころか多額なお金であります。しかしながら、再三申し上げておりますけれども、私の不徳の致すところかも知れません、わかりませんけれども、現実、今を迎えている現実につきましては、耐震の補強これだけではどうしても今現在使用しているものですから、先日来、先日来というですかね、前回来申し上げておりますけれども、無駄という御批判は率直に受け止めまして、予防という観点から、無駄であるかもしれないけれども、お願いしたい。むしろ、無駄を容認するわけじゃありませんけれども、無駄に終わること自体が、予防あるいは前もっての手当てということにつきましては、そのほうがむしろ正統的といいますか、目的を達するところではないかというふうに考えるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 中央病院も今現在活動されてて、中央病院の議員団いっぱいいらっしゃいます。推進本部を立ち上げられてですね、その方たちはやっぱり確かに耐震で、今しなくてはいけないと思われながらも、やっぱり財源、そして次の世代に我々はバトンタッチする立場の中で、しっかりとした新築を建てて、それを今は危ないけども、そこはなんとか我慢していただきたいという思いの中で進まれてるんじゃないでしょうか。違うんですか。我々もそういうことをしなくていいんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 申し上げますように、統合に、統合の形につきましては、特別委員会でも御議論をいただくわけですから、そういう意味では、申し上げます、この、なんといいですか、統合が実現するまでの期間、これについては是非とも予防の手当てをいたしておきたいと、そういうことでございます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 本当にですね、27年の4月に、昨年4月に子どもたち入れたのにこういう議論をしなくてはいけないということですね、本当に私も忸怩たる思いの中で今質問をさせていただいてます。どうにかならなかったのかと、今でも悔しい思いです。そんな中で、町長が間違った住民運動をされて、結果的にこのようになった。そして、なぜなんだろうかね、町長としてですよ、解決策を打開することは、今現在、耐震耐震と言われてるのは私からすればですね、未来につけを残す、そして逃げてるようにしか思えないんですけども、もう一度お答えしていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 耐震は耐震、私は、そのように考えております。統合とは是非切り離していただきたい。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 一刻も早く統合すると書いてあるじゃないですか、マニフェストの自分の選挙公約の中に。それはどうでもいいんですか。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 逆に今すぐ新校舎が建つにしても、改修を行うにしても、先ほどから申し上げておりますように、今すぐそれが目の前に現れるわけではありません。子ども達は今、そういう耐震の必要性のある校舎で日々の生活をおくっておりますけれども、何度も言いますように、私の不徳の致すところかも知れません。わかりませんけれども、今の現実への対応をお願いしていると、そういうことでございます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今日、多くの皆さんが聞いていらっしゃると思いますが、どのように思いますか。玉名中央病院はですよ、確かに現在も稼働しているにもかかわらず、危ないとわかってても病院受け入れをしてますよ。しかし、新しい新築を建てて、それを次の世代にバトンタッチするために経費を少しでも削減して、やっぱり未来につけを残してはいけないという思いの中でされてることは命を軽んじてるわけなんじゃないでしょうか。どうなんですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 命を軽んじているということはありません。だからこそ、改修耐震、改修でリニューアルをいたしまして、強度を保ちながら統合を果たしたいと、そういうことでございます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今のは中央病院のことを聞いてるんですけどね、ちぐはぐになってますね、質問が。ただですね、中央病院とか平成30、新築はいつですか、今からまだまだ先の話ですよ。それでも我慢していただきたいという思いの中で、今町長がちゃんとした決断をすれば、もうすぐこういう方向でいきますと、保護者の皆さん方本当に申し訳ないけども、あと1年間待っていただきたいと、それをトップリーダーとしての責任じゃないんでしょうか。できないんですか。いつまでもいつまでも耐震だけ耐震だけで。確かに耐震は大事ですよ。しかし、今までいろいろな議論の仕方、そして教育委員会の今の言葉の中にも、やっぱり統廃合は是非ともしていた

だきたいという思いがあるのに、耐震だけ耐震だけというのはおかしいんじゃないかなと僕は思うんですよ。だからそういう議論をしなくてはいけないんですけども、本来だと27年の4月に子ども達が入ってたのに、その先頭である間違っただけの住民運動をした町長がそこにおられることの違和感ですよ、私は。もう少しですよ、我々は町民の皆さん方からこれだけのことをさせていたでいるので、決断するときにはびしゃっと決断をして、そして中央病院みたいにですよ、しっかり今本当に耐震で危ないけども、もう新しい病院をつくって、そして耐震にお金を使うんじゃないくて、新しい病院建築にお金をかけるということが今、玉名中央病院の方ではなされているわけですよ。それとのギャップはどういうふうと考えられるのかなと思います。

ちょっと質問がもう一つありますので、いかさせていただきますけども、耐震耐震と、確かに命は大事だから、私もこの検討委員会の中ですね、統廃合と含めたところで、保護者の皆さん方、そして町民の皆さん方の交えた中で論議をしながらですね、やっぱり子ども達に、保護者の方々に、もう少し待っていただきたいと、苦渋の決断をしなくてはいけない時も出てくるのかなと、まあそういうことも含めながらですね、検討委員会の中で発言をしてまいりたいと思います。

それではですね、次の質問事項に入りたいと思います。

質問事項2のですね、税務等情報公開についてということで、月間ポリシー第252号に和木町議会議員の中に町税及び子どもの奨学金貸与の滞納等、衝撃的な疑惑報道がされておりますが、内容についてですね、本当なのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 蒲池議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。大きな質問事項2番目の、税務情報等の公開についてということで、これは機関誌と申し上げていいのか、あるいはコミュニティ紙と申し上げてよろしいのか、に表されました、和木町議会議員の中に、町税及び子どもの奨学金貸与の滞納と衝撃的な疑惑報道がなされているが、内容が本当なのか伺うということでございます。

質問の内容が午前中の荒木議員と非常に似た内容でございますので、一部答弁が重複しますが、お許しをいただきたいと思います。

（「・・・ならいいですよ、・・・。」）

もう1点だけあります。

（何ごとかという者あり）

本当かということでございますけれども、これはやっぱり、一つは個人情報の部分に入ります。

それから、掲載された記事につきましてですね、公に公表される記事でございますので、そういう面からすれば本当なのかなということもいえるかも知れませんが、ただ本当か、でたらめかと私が決めつけるわけにはいかないというふうに考えます。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいまの質問は、午前中の荒木議員の時、答弁したとおり、

同じ回答でございます。

(傍聴席より何事か呼ぶ者あり)

○議長(杉本和彰君) 傍聴席は静かにお願いします。

休憩します。

休憩 午後 1 時44分

再開 午後 1 時48分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴人に申し上げます。会議を妨害したその傍聴人に申し上げます。先ほど来、再三注意したにもかかわらず、なお、議長の命令に従わないので、地方自治法第130条第1項の規定によって、その傍聴人の退場を命じます。

(傍聴席より何事か呼ぶ者あり)

(傍聴人退場)

○議長(杉本和彰君) 会議を再開します。

3 番 蒲池恭一君

○3 番(蒲池恭一君) 先ほど、荒木議員の質問の中で、学校教育課長の中から子どもさんが奨学金を申請されて借りられているということですが、この和水町奨学金貸与条例施行規則によりますと、奨学金の願書ということで、和水町のほうにされてますけれども、教育委員会です。その中には連帯保証人の中には、その議員さんの名前が連名されたんじゃないんでしょうか。名前は今日は伏せたいと思いますけど、名前は載らないようにしますけれども、この連帯保証人の中には、その議員の名前があったんじゃないんでしょうか。

○議長(杉本和彰君)

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長(吉田 収君) ただいまの御質問でございますけれども、奨学金の申込み、願書の段階では本人が出すときに、保証人一人書くことになっております。本人だけの願書だけではなくて親御さんの名前が記載されているという内容になっております。

○議長(杉本和彰君)

3 番 蒲池恭一君

○3 番(蒲池恭一君) ということは、その方も名前が載っていたということですよ。それでいいんですかね。もう一回確認したいと思います。

○議長(杉本和彰君)

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長(吉田 収君) 保証人として名前があるということでございます。

○議長(杉本和彰君)

3 番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 様式第4号を見ますと、誓約書の中に和水町奨学金貸与条例による奨学生何とかに丸丸丸ですね。に対する奨学金の返済に関しては条例及び施行規則を遵守して相違なく返済することを誓いますというところに、この名前と印鑑が載せられてるんじゃないですか、これは。本来なら普通親御さんだろうからですよ。そこに名前が載ってるんじゃないですか。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの誓約書の件でございますけれども、誓約書は奨学金の貸与が決定しましたならば、本人にその決定の通知書を出しております。そのあとにこの奨学生となられる本人の名前、それから連帯保証人、連名でこの誓約書を出していただくことになっておりますけれども、その中で条例、それから施行規則を遵守して相違なく返済することを誓うという文言で誓約書を出してもらっております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） ということは、誓約書の中に印鑑を押して、私が払いますとっているにもかかわらず、今このように取り上げられている。私はですね、先ほどからいろいろ傍聴席のほうからありましたけれども、これが真実でなければいいなという思いの中で、これはやっぱり我々は議員報酬というもらってますので、こういうことがあってはいけないなという思いで、よかったですこのポリシーの記事がうそであってほしいという思いの中で、今回質問をさせていただきました。そういう中で、なぜそういうことが、こういう記事が載ったのかなと思いながらですよ。この中にはひどい言葉も書かれてます、実際ですね。一番最初いきますけれども、奨学金とはどういう、この条例の中にもありますけれども、どういうことで奨学金制度があるんでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） この奨学金制度でございますけれども、この奨学金制度につきましては、合併前の旧菊水町その時代からこの制度をやっております。その中で、やはり進学したい勉強したいといったような子どもさん、子どもさんといえますか本人ですね。そういった方々のために経済的一援助となるよう、そういった形で資金的な援助をするといったような制度でございまして、これについては、これまでも多くの方々が利用されて就学をされて卒業されているといったような状況がございまして。制度的に、この借りられた金額だけということで利息等については、一切求めていないということでございまして。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） この事業は、親の経済的な理由で子どもたちが上級の学びたいところで学ぶことができない、親の生活によって子どもたちの学ぶことができないことに対する奨学金制度と、子どもたちには平等に学んでもらいたいという思いの中で、この奨学金制度ができたもの

と思っております。そんな中で無利息というところであります。そんな中で様式の中では、ちゃんとした連名があるにもかかわらず、結局は滞納がおこってしまったて、いろんな事情があると思いますけれども、ただ、それでもこういう記事に出れば我々としては、本当にこういうことを取り上げたくはありませんけれども、ちゃんとした一般町民の方々の要望書等の中で、ここらへんはあからさまにちゃんとして、我々として本当であるなら、ああいう時があるときに全部返済があつとけば、まあですね。何もこういう記事は出なかったのかなと思いますけれども、それみなされずに、このまま子どもの名前だからいいと思われているのか、わかりませんけれども。昨年においては9月の定例会の折に滞納金額のわりに返済金額が2万円ぐらいしかなかったと思いますけれども、それは事実ですかね。

時間がないので、ちょっと休憩してもらってもいいんですけども。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 決算審査の中で、御質問が出たときに過年度分ということで、ちょっとはっきりした金額は覚えておりませんが、その中において徴収が9万程度だったというふうに記憶しております。全体での金額でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） この記事を見ますと、一人の人の滞納のあっている中に、また次の人を貸されたような記事になってますけど、それに対してはどうなんでしょうか。滞納の途中なんですか。まだ貸付をされてる段階で滞納が発生しない時に、次の方に貸されたんですかね、これは。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） この月刊誌の記事については、言われるとおり私も読んでおります。こういった内容が書かれているのかというのは承知いたしておりますけれども、内容が本当なのかというような御質問でございますけれども、この件につきましては、個人名も出ておりますことだし、この場での答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

ただ、教育委員会への電話取材ということは事実っております。そのことも記載されておりますけれども、これは昨年の12月11日にこちらのほうから取材があつておまして、その内容については、そういった奨学金制度等についての取り組み、そのようなことについて聞かれたということで答弁をしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私もですね、この記事が配られて多くの方々から問い合わせがありました。奨学金制度という中で、ちょっともう一つお聞きしたいのはですね、これには利息が発生するようになってますけども、この見てみますと、怠った場合には利息を取るようになってますけど、こういうことはなされたんですかね。取ってないっていうことですが、それに関して、

あとから、庄山議員がしっかりまたこれに関して質問されてますので、私がところで聞ける分だけ聞きたいと思えますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 条例のほうでは、延滞金について14.6%ですか、徴収するというような規定がございますけれども、昨年の9月の議会の時にも申し上げたかと思えますけれども、延滞金についてはこれまでの徴収実績もございませんし、現在も取っていないという状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私も同じ議員の仲間としてですよ、もう14.6%を付加したところでこの議員さんが払えばですよ、何もないんじゃないかなと思うんですけどね。ただ、ここまで公になりましたので、議員としてちょっと私もなかなか言いづらいんですけど、これは、このままにしとくわけには仲間をかばったようになりますので、やっぱり我々議員だからこそ、これはこれに関してではあからさまにするべきじゃないかなと。そして、ちゃんと報告をするべきだと思うところであります。

今までのやり取りの中で、奨学金請願書の中にもその名前がありますし、あとの誓約書の中にもその議員の名前があるということですけど、議員さんだから徴収がしにくかったとかそういうことはあるんですか。どういう請求の仕方をされたんですかね。だから、なぜこういうふうになったのか。ちょっとあと3分ですけど、お伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 徴収の対応ということでございますけれども、基本的には電話でのやり取り、全体的に申しております。電話での相談、それから町内の保証人の方への訪問、そのあたりを繰り返し、何回もやっているといったような状況でございます。それで、電話での相談そのあたりにつきましては、今年度も21回それから全体での話でございます。それから、訪問につきましては、お金を扱うことでございますので、職員2人で昼間じゃなくて夜にも出かけているということで、今年度だけで9回出かけております。それで、滞納されてる方については、平等というわけではありませんけれども、滞納されている方の保護者の保護者と言いますか、連帯保証人、そのあたりのほうに訪問をしております。議員さんだからどうこうということでは絶対ございません。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 議員だからということはないということでしたので、安心しましたけれども、ただですね、町民の目線から町民の皆さん方の目線からすればですよ、やっぱり議員は議員報酬をもらってますので、その中でですね、しっかり払うべきところは払うべきだろうと私自

身も思いますし、この中にもあるように、子どもをだしに使った詐欺師とかというような言葉がありますので、これに関してはしっかりと払拭するためにも、我々は議長に提案したいと思いますけれども、百条委員会の設置をして、これを町民の皆さん方にお知らせするべきじゃないかなと思ひながら、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 以上で、蒲池議員の質問を終わります。
しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時04分

再開 午後 2 時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、庄山議員の発言を許します。

9 番 庄山忠文君

○9 番（庄山忠文君） こんにちは。9 番議員の庄山でございます。ただいま、蒲池議員、荒木議員あたりが重複する点多々あります。しかし、私は私なりに、この一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、はじめに奨学金制度についてということで、項目 1、現在の貸付額と滞納額はどれぐらいあるか。2、保証人制度と延滞金制度は、この条例にも謳ってありますが、その内容をお示しください。それから 3 番目、貸付制度の条例の改正、これは必要ではないかというふうに条例の中を私は再三にわたって見ました。その点をどう執行部として考えられているのかお尋ねをしたいと思います。

次は、質問席で質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今ほど庄山議員のほうから現在の貸付額と滞納額はどうかというようにございませうけれども、現在の貸付額と滞納につきましても、これは学校教育課長のほうからまた答弁いたしたいと思ひます。

2 番目の保証人制度と延滞金制度につきまして、これも関連ありますので課長のほうから答弁いたします。

それから、3 番目の貸付制度の条例の改正は考えていないかという御質問でございましたので、少し私のほうからお話させていただきたいと思ひます。この奨学金の貸与事業は就学に必要な支援を資金面から行い、奨学金を無利子で貸与し、将来有能な人材を育成することを目的として、和水町誕生以来取り組んでいるところでございませう。現在 9 人の奨学生に 282 万円の奨学金を貸与しておりますが、これまで貸し付けている奨学金の返還ができずに滞納金が生じておることは事実でございませう。

貸付制度の条例の改正は考えられないかという御質問でございませうけれども、保証人制度や貸

付額をはじめ、現在奨学金制度を実施している他の自治体の制度、または内容を十分精査していきたいと考えております。県内の自治体におきましても38の市町村が奨学金事業に取り組んでおられるようでございます。和水町では奨学生の出願するときの貸付決定後に提出してもらう本人の返済にかかる誓約書には1人の連帯保証人が必要ですが、奨学金の交付が終わったあとで奨学金の借用証書を提出してもらっております。その折に、奨学金の返還を保証する連帯保証人を2人記載してもらっておるところでございます。この保証人にいたしましても、奨学生の出願をするときに2人の保証人を必要とする自治体もありますし、またあるいは奨学生の決定通知後に提出してもらう誓約書に2人の保証人を必要とする自治体もございます。

また、返済の期間につきましても、本町は貸与期間の1.5倍の期間内としておりますけれども、2倍の期間内や、3倍の期間内というようでございます。様々でございます。このような実態から奨学金制度が就学におけるより良い貸付制度となりますように、滞納金の課題等に対し解決できるような制度となる、条例改正も含めて今後十分検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） それでは現在の貸付額と滞納額について、私のほうからお答えいたします。

貸付額につきましては先ほど教育長が申しましたように、平成27年度に貸し付けている金額が9人で282万円でございます。それで、現在の貸付額ということでございますので、まだ未納の分も含めまして現在償還してもらっている人の合計額、それからまだ返還が発生していない平成26年度で貸付が終了されている方の借りている額、それから、これは平成28年度以降から返還が始まる予定の方ですね、この方の分の貸付額、これらの合計額を申し上げたいと思います。これらを合計した額が4,522万円という金額になります。人数が43人となっております。

それから、滞納額はどうなっているかという御質問でございますけれども、現在9人で357万2,025円となっております。

それから、2番目の保証人制度と延滞金制度はということでございますけれども、奨学生になりたい方、この方は奨学生の願書を提出まずしてもらってますけど、この願書は連帯保証人と連署して在学学校長の成績証明書、それから奨学生の世帯の所得証明書等の書類を添えて提出してもらっております。この時の連帯保証人につきましては、町奨学金貸与条例のほうで、和水町に居住している方、そして奨学生に代わって返還の責めを負うことができる人というような規定を連帯保証人には規定をしているところです。そして、貸付の決定を受けた人は連帯保証人、この時はまだ1人なんですけれども、1人が連署して奨学金の返済をする誓約書、こちらのほうを提出してもらっております。そして、奨学金の交付が終了してからでございますけれども、奨学金借用証書を教育委員会のほうに提出をしてもらうことになります。これは奨学金返還の計画等を記載していただいて、滞りなく返還してもらうという、奨学生に対してその履行を保証してもらうもので、この時は2人の連帯保証人が必要ということになっております。

それから、延滞金制度についてでございますけれども、条例におきましては、正当な理由がなく奨学金の返還を遅滞、遅延した時には、遅延した期間の日数に応じて年14.6%の延滞金を徴収するという旨を規定しております。まあ規定はしておりますけれども、実際の徴収にあたりましては先ほど答弁いたしましたように、これまでそういった実績もなく、現在も延滞金は徴収していないといったような状況でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 最初ですね、貸付額、それから滞納額、私は滞納額が問題であると私は思っております。本当であれば、順調にこの税金を使いながら、この和水町の奨学金貸与条例の1条ですね。これが、能力があるものにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して、学資金を貸与し、将来有能な人材を育成することを目的とすると、これが1条なんですよね。貸与、これをですね、目的たるものがなんかこう、滞納をするような人材づくりかというような懸念をするところでございます。しかしこれは、時代によっていろんな条件等もあります。個人の体力とか、いろんなこともあるかと思います。それはそれとして、この1条の目的は、あくまでこういう目的であると。町は経済的な人には同じような形で対応しながら、有能な人材になってもらいたいというような目的です、これは。

そういうことで、この目的を十二分にこれから先の貸与をする方には本人、また保証人、これはまだ学生さんだから親権者ですね、その方々には十二分にこの事情をやっぱりたたき込んでもらわんといかんと、私はそう思っております。この滞納金のこれだけがあるということ自体が、私は非常に残念ではございますが、それはさっきも申し上げたように、いろんな状態でもあるということも考慮しながらやっていかざるを得んのかなというふうに思っております。

しかしながら、滞納額がこれだけの金額があるということは、何らかの問題点もあるのかなと、その他にですね。さっき申し込みに対しても、最初申し込みの時には、これは子どもさんもまだ学生だから親の親権、それも必要、そしてましてや保証制度、これは金の貸し借りですから、保証人。これは申し込みですね。普通金融界では借入金の借入れ、これはやはり申し込み時には保証人あたりはてきめんに2人を付けると。そして保証人に対してもですね、保証をする能力のある方、まあこれは非常に極端な話ですが、私ぐらいの歳、70もいけば、能力はないと認められるわけですよ。そういうような能力のある方。やはり無利子での貸与ですから。それは十二分に考えて、これから先のこの制度はもっていかんといかんと、私は思っております。

そういうことで、その次の保証人ですね、保証人制度、このことに対してお尋ねをしたいと思います。この保証人に対しては今さっきも申し上げられたように、申込時点で1名と、そして、これはお金を出して、4年後、そして1年の猶予期間があると、そしてその翌年から1.5倍の返納での一応計画を立てると、そしてその時に保証人を2名と。私は、そこに問題があると思います。もう借りてしもうて、そして保証人ですね。そういうことでしょ。だからこの問題点があるのじゃないかと。保証人を立てるということは申込時点で、特に未成年、まだ学生です。だから、保証人も最初から2人これはつける必要があるんじゃないですか。これは決定をした時点で

はっきりしたやり方をせんといかんというふうに私は思っております。その点、どういうお考えかちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの保証人制度のことにつきましては、先ほど申し上げましたように、奨学金の貸与が終わったあとに返済計画を出していただく時に、その時に初めて2名になるということでございますので、1人については願い書を出される、申し込みをされる段階からの保証人になりますけれども、もう1人の方は貸与が終わったあとの返済計画を出される時に初めて保証人の1人の方の名前が追加されるといったような形になります。それで、近隣あたりを調べてみますと、自治体によってまちまちではございますけれども、奨学金の願いを出される段階で2人付けられている自治体、それから交付決定のあとに奨学金を返還しますという誓約書を出してもらう時ですね、貸与を始める前の手続きになりますけれども、その時に2人出してもらう自治体、こういったところが結構ございますので、そういったことも一つのやり方であると、連帯保証人が初めて返済する段階で出てくるのではなくて、借入れの段階で、そのことを承知していただく保証人、そういった制度に検討していきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） あとで保証人の2名と、というような形で今は現在やっておられるわけですね。そういう中でですね、今、今年度もおそらく貸与、貸付をされると。今までですね、この保証人2名、これは条例としてのこれには載っておりませんが、これは2名、頭からこの条例の中に打ち込んだかんといかんとは私は思うわけですね。この和水町の奨学金貸与条例の中にはちょっと2名というような数字は載っておりません。あとの施行令、この規則の中にも載っておりません。だから、何かちぐはぐなところが出てくるのじゃないかなと。じゃあ、私はお尋ねしますが、この2名付ける場合、今現在で、全部付いていますか。お尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 現在貸し付けている方の連帯保証人が2名全員あるかということでございますけれども、1件だけが2人そろってない状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 今、2名は付けないかと、これは条例には載ってません。しかしですよ、この申込書、これには2名、はっきりこれは申し込みの、契約する時点に、ここには2名の保証人の結局氏名を載せるようになっていきます。それを教育委員会はみすみすそれを通したということで判断をしていいですかね。いいです、そこまで私は言いたくはないけど、しかしですね、私はですね、そういう実例があるならばですね、これは非常にこの条例は載っとらんけど、結局

抜け穴なんですよ、条例の。だから、私は一番始めからですね。条例改正をしながら、この貸付制度、頭から2人ぴしとした保証人、これは民間の金融界、常識ですよ。特に町長は金融界におられましたから、それは常識ですね。そういうことでですね、私はこういうことがあるから、結局この滞納金も増えているんじゃないかという感じもするわけです。私は、この条例の不備ということもあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことでですね、この条例遵守ということですね、これはやっていただかんと、ますますこれは増えていきますよ。昨日、二、三日前だったですかね、熊日の新聞でも、この問題がこの滞納金、奨学金の滞納、これも出ておりました。熊日だったですかね。どこもそういうような、この奨学金制度は甘いと、あまりにももう少し、やっぱりこれを受ける人、それに保証する人、この方々の甘さというものがあつとじゃないかなというふうに思っております。そういうところでですね、さっきもこの延滞金、これも付けないと。普通1.25、これは一つの重石なんですよ。私は、ある程度のやっぱりですね、猶予期間、さっきも申し上げたとおりに、4年間、大学では1月に3万ですね、4年間で144万ですか。そして、1年猶予を置いてあります。万が一就職がでんやったりとか、いろんな体の都合もあったというようなこともありましよう。そしてそのあと、4年間借りた部分を1.5、6年間で、まあそれぐらいは返してくださいと、そしてそれを十二分に返していただいて、その次のですね、子どもさんあたりにもまた貸して有能な人材を送り出したいと、それが目的なんですよ、これは。それを滞納して、なら町としてまたお金を積み上げて、今、これが何千万ですか、さっき申し上げられたように。これがどんどん滞納が増えていくと、今新聞にもなっております。そういうことでですね、私はもう少しこの内容あたりも、本当にいい内容です、实际的に。しかし、過保護的なあまりにも行き過ぎたようなところもあると私は思っておりますから、特にこの3番目の私はこの貸付制度の条例改正、これをやらんといかんと、私は思っております。この内容あたりも、今何遍も申し上げますが、保証人に対しての制限。それから本人、借受人、この人の自覚ですよ。ただ、学生だからといっても、もう大学を卒業したならば一社会人です。二十歳から超します。しかし、高校の奨学金制度はまだですね、まだ18まで。まだ成人としては見られておりません。そういうこともありますから、あまりにもこの延滞金制度というのは厳しいかもしれませんが、しかし、やっぱりそれなりのある程度の重しは必要じゃないかというふうに思っておりますが、その点、どうぞお尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、庄山議員のほうから、これまでの取り組みに対するお叱りと同時に、これからより良い奨学金制度をとというようなことでいただきました。感謝申し上げます。あわせて、先ほどお話の中ありましたように、これまでも御本人、それから連帯保証人等の方々には十分説明はしておりましたものの、徹底されていなかったということについては大変申し訳なく、反省しているところでございます。

子ども達もやっぱり今の時代、または今の状況からしますと、途中で健康を壊したりしてすぐ

に払えない状況というようなことも出てくるのではないかと、そういうことも合わせながら、本人への指導、理解、それと同時に連帯保証人の方々への十分な理解、そういうことも含めて、この保証金制度につきまして、条例改正に進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（杉本和彰君）

9 番 庄山忠文君

○9 番（庄山忠文君） ついでと言うとこれは語弊になりますが、この延滞金ですね、最長年度、100年で返していいのかと、50年なのか。これは6年の期間、大学ですね、大学を出た後、一応6年での償還という形にはなっております。しかし、それが延滞になったと。しかしこれは金融貸付だけん、10年が時効の制限というような形でございます。仮にですね、140万、144万借りたとしますね。44万の払いをしたと、6年後ですね。あとまだ100万残つとると。これをですね、私は生活が苦しいから、1万円ずつさしより払っておくというような形でいけばですね、100年かかるわけですよ。極端な話ですよ。そうですね。そうなりますね。まあそういうことですね、この制限、延滞金をどれまでやらないかんと、10年なのかと。保証人もですね、私はさっき申し上げましたように、60から越せば一つのもう一つの、世間、あぎゃんいうといかんけど、まあ一つの区切りと。人間、なんちゅうんですか、保証人の限界のぎりぎりいっぱいというようなこととございます。だから、長く長く持っていけば、これはもう誰もおらんように能力が、払う人はおらんごんなってくるというような形になる可能性がこれはありますね。だから、この最長の限度年数、これも考慮をしていかなといかんと。そうすると、それとですね、保証人、これは亡くなられたならば、すぐこの保証人ですね、立て替えも必要と、本人が申し出るか、さっきもちょっと1人が保証人がおらんというような内容だったのですが、亡くなられたならば、即本人、借受人が保証人を追加して申し上げんといかんとというようなこれは事例です、条例で。そういうこともありますから、その保証人の制限、これも相当考慮しながら保証人制度、これはやっていかなといかんと。あまりにも固くすれば、これはもう借りるともほんなこてなというようなお気持ちになられるかもしれません。しかしですね、やっぱり、税金を無利子での返還、無理のないような返還。そしてまあ条件次第では延長もできるというような制度に打ち上げられて、この奨学金制度の条例改正、これをやっていただきたいというふうに思います。

この条例は、さっきもおっしゃられたように、旧菊水からの延長というような形での条例なのかというふうに思っておりますが、前の条例も変えながらですね、現在の、前はそういう方もおられんやったかもしれません。延滞金とかなんとか、おられんやったかもしれません。しかし、これだけ増えてくれば、本当に考えていかななくてはならないというふうに思っております。そういうことで、再度そのところを御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 次に御指摘もいただいたようにですね、實際上、この奨学金制度を子ども達が気持ちよく使ってもらい、逆に今度は気持ちよく返していただくと、そういう制度にな

れますように、少しずつ今のいくつかの点、御指摘いただきました点を踏まえながら、条例改正に向けて努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

9 番 庄山忠文君

○9 番（庄山忠文君） 今、教育長が申し上げられたようにですね、本当にこの制度は有効に使いながら、有能な人材づくりということに努力をしていただきたいというふうに思います。どうぞその点、よろしくお願いを申し上げます。

奨学金制度については、以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

2 番目にですね、農業振興についてということで質疑に移りたいと思います。ただいま、項目の1としてT P Pの合意によって、和水町の果樹、酪農、畜産ですね、それから果樹、果菜類等に対して影響は多大なものと考えられるが、その町としての対応は、どう考えられているのかお尋ねをしたいと思います。

2 番目にですね、今、竹林関係が非常に荒廃をしているということで、この竹林のですね、荒廃した竹林の再生をやると、竹林は今の山の宝と私は思っております。このことについて、竹林の荒廃が今に進んでいます。園地化を進め、タケノコの生産をすればですね、非常にこれは町の農家の人の収益に上がると。そういうことで、一度荒廃をしたところの園地化にするためには一度は非常に大きな労働力がいらいます。それをやったあとにはですね、中身は私はあとでお話をしますが、あとはそう大したことないと、一番始めだけは町単独でも、県の補助関係もあるかと思いますが、町の単独でもやっていただいて、宝の山に作り上げていただくならば、非常に農家の人たちも喜び、またこれを再生するという人にも一つのやり方があるのではないかというふうに思いますので、その点よろしくお考えをしていただければということで質問をしています。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 庄山議員の2 番目の質問事項、農業振興についてということでお答えを申し上げます。1 番目の質問の要旨はT P Pの合意によって、和水町の果樹、酪農、果菜類に対する影響は多大なものとするが、その対応はということでございます。

熊本県は先頃、T P Pによる県内農林水産物の減少、減少の影響を受けるであろうという推定値を発表いたしました。それによりますと、県の試算では少なく見積もって81億円、最大では132億円となってしまうのかなというのが、先般、新聞にも出ておりました。この数字を見ただけでも、本町の基幹産業である農業に与える影響は多大なものになると憂慮しておるところでありますし、農家の方々も大変心配されているものと考えます。もともとは政府、国の試算によりますと、特に園芸作物、果菜というんですかね、については軽微というような見通しが出ておりましたけれども、ここへきて段々とその見方が変わっておるところでございます。我が町においても全く同じでございますけども、日本の農業が衰退しますとですね、食料自給率はますます下がる一方でありますし、国民へ安全な食料を安定的に提供することができなくなるだけな

く、国土の荒廃も進む可能性が高くなるというふうに考えられます。

和水町の農業従事者にとりましても、死活問題であるというふうに考えるところでございます。中山間地に属する本町の農業を維持するために、既存の農業振興事業に加えまして、農林水産省 T P P 対策27年度の補正予算事業等々を中心に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。この点につきましては、詳細につきましては、担当課長がお答えを申し上げるようにいたします。

それから2番目、竹林の荒廃が進んでいるが、園地化を進め、タケノコの生産をするために町単独の補助制度の考えはということでございます。先ほど議員のお話もございましたように、早出しタケノコというのは、この和水町も県内有数の生産地でございます。ただし、タケノコ山というのは収穫、あるいは出荷が非常に重労働でありまして、特に斜面の作業は大変体についものであるというふうに思われます。また、放置された竹林や山林は町外の所有者の方も多ございまして、森林組合でも森林施業の実施に苦慮しておられるというふうに聞いております。田んぼ、畑もそうでございますけども、一度荒れますとですね、本当に元に戻るには1年ほったらかすと3年かかるというふうにいわれるようでございます。

御質問の荒廃竹林対策につきましては、これまた県の補助事業を利用しまして、竹林整備を図りたいと考えております。町単独の補助制度はただいま現在では制度の中に入っておりませんでしたけれども、また検討をしないといけないというふうに思います。県の補助事業等々の利用を見ながらですね、このへんの補完が必要なのかどうなのか、またそのへんも御助言もいただきたいというふうに思います。これにつきましても、詳しくは担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 北原 望君

○農林振興課長（北原 望君） ただいまの庄山議員の御質問にお答えいたします。町長答弁のとおり、熊本県の試算では、T P Pによる県内農林水産物の減少額は国の試算の約倍、最大で132億円となっております、と報道されております。具体的には牛肉が28億7,000万から56億4,000。失礼しました。28億7,000万から56億4,000万円。豚肉が11億8,000万から22億8,000万。牛乳、乳製品が3億3,000万から5億5,000万円。鶏肉が9,000万円から1億7,000万円。柑橘が6億8,000万から13億3,000万。米が13億6,000万、野菜が6億8,000万。それから小麦が2億円、大麦が2,000万円。それから水産物、これが1億5,000万から2億8,000万円。林産物、これは合板ですけれども、5億3,000万円というふうに発表がっております。これは国の試算の倍近い数字ということに、最大ですね、国の試算よりも大きな減少額ということで、熊本県では国の計算しました輸入品の流通による国産品の価格低下、それから減少額を計上しておりますが、県では更に価格低下に伴う生産量の低下といいますか、生産意欲の低下というものを見込んでいるというふうに説明してあります。

そういうことで、本町でも、このT P P対策というのは非常に悩ましい問題でございます。非常に大きな問題でございます。どこの自治体でも非常に憂慮していることと感じております。本

町でも農林水産省のＴＰＰ対策27年補正事業をはじめですね、新年度の補助事業等を取り込めるように、関係団体と協議、調整をしておるところでございます。しかし、非常に、中山間地域でありますこの地帯ですね、取り込めるメニューがなかなか少ないというのが現状でございます。そこで、既存の補助事業等をですね、フルに活用しまして、足腰の強い農家、経営体を育成していくということを本町で考えておるところでございます。具体的には米、麦、米、野菜等についてはですね、経営体育成支援事業等で高性能機械、施設の導入などを図りながら、それから柑橘等につきましては果樹経営支援対策事業等を活用しまして、優良品種への改植、それから樹園地の整備等を推進していきたいというふうに思っております。

それから、２番目の御質問の竹林の荒廃の件でございます。本町のタケノコの出荷量といいますのはＪＡたまなの取り扱いでですね、平成27年産で約419ｔ、金額にしまして１億1,700万の出荷量がございます。その他の業者へのお荷量を合わせますと、800ｔ程度になるかと思われます。ちなみに南関町ではＪＡ出荷量が574ｔというふうに、総会の資料でなっております。この竹林の荒廃対策につきましては、本町では県の補助事業の「たけのこ・竹材生産支援事業」これを活用いたしまして、竹林の荒廃対策に対処したいというふうに考えております。平成26年度、27年度の実績では、２カ年で2.4ヘクタールの整備を実績があがっております。このようなことでですね、一応県の事業が実施されている間は、されている期間、県の事業を利用いたしまして竹林の整備を推進していきたいということで、住民の皆さんにさらなる周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

９番 庄山忠文君

○９番（庄山忠文君） 一番始めのＴＰＰ、この合意ということで、このことについてはですね、この和水町での中山間地での生産をやっている主な産業ですね、農業の中で。これはＪＡたまなの南関郷地区、または菊水地区の販売ということで、なす関係、これは私の推測ですが、約３億5,000万ぐらいの売上があると。それから、いちご、これが約２億ですね。それからタケノコが、今ちょっと出ましたが、菊水の売上高がこれは27年度、321万、神尾地区が2,187万、春富が5,872万、それから緑地区が3,368万、その他にですね、商人農協系以外の方がおそらく5,000万近くの売上があるのじゃないかと。それを合わせれば、この和水町での金額が約１億6,000万の売上があるのではないかというふうに私は思っております。そういう中でですね、この畜産の方々もおられます。それからスイカ、みかん、主たるこの中山間地のこの和水町の生産の約１億近くの売り上げをしているその品目が、さっき今申し上げたように、なす、いちご、タケノコ、みかん、それからスイカ、米、畜産、この部門がですね、この和水町の主な農産物のやつと私は思っております。その中で、昨日の新聞だったですか、米に対しても政府はなんも問題ないと、０円ですよと、影響ありませんよというような数字が出ております。これはどういうもんかと。今は米に対してはですね、補助制度を使いながら、農地の流動化を使いながら大型化をやっていると。この大型化によって生産コストを下げながら、経営安定と。米に対しては中山間地では、国の施策の中では約10町作れと、10町作れば、どうにかこうにか採算ベースがあうとじゃないか

というような試算が出ております。これに対してですね、本当に中山間地で10町作られるのかと。うちも実質的に子どもも農業をやっております。非常に10町という、まあ10ヘクタールですね、その集約、そしてその面積の確保、私は非常に難しいのではないかなというふうに思っております。しかし、これはあくまで、日本の中山間地の基本とするところと、数字だけはそれでいきたい。そういうことでですね、影響がないというようなことでありますから、私はこの影響は多大なものがあると、米に対してもですね。畜産に対しては、価格が、税が落ちればその補填も国がすると、主たるみかんですね。みかんの売上がおそらくですね、和水町で10億近くの売上があると私は試算をしております。そういう中で、オレンジの自由化これをやればですね、大打撃です。それに対応が本当に、この中山間地で、今、多くの一応これは町にとっての外貨収入ですね、これをこの町に落としながらいろんな商売人の方々、それにまつわる方々が動かれるわけですから、私はこれが減るということは、この町の衰退に完璧に進むというふうに思っておりますので、この主たるこの品目ですね、これに対して農林振興課としての方策、これをやっていたきたいというふうに思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 北原 望君

○農林振興課長（北原 望君） 庄山議員からのお尋ねでございます。本町のTPP対策ということで、非常に私たちも国が打ち出します施策が非常に規模が大きいと、採択要件も大きい、厳しいということを感じております。なかなかこの和水町で取り組める事業が少ないなど、担当と一緒に悩んでいるところでございます。先ほども申し上げましたけれども、現在ある補助事業等をフルに活用いたしまして、なんとかこのまま農業経営ができるような状況を支援していきたいというふうに考えております。

今回の支援、手当てだけでなくですね、今後継続的な支援を続けていただくよう、国・県の方に強く要望していきたいというふうに考えております。特に中山間地域をみますと、多様な自然環境といったところをですね、持った非常に環境、国土保全という点でも非常に大事な地域というふうに感じております。そのことを前面に押し出しながら要望していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 最後の、これは質問ではございませんが、一つの私の考えで申し上げたいと思います。

この2点目の竹林の荒廃の件ですが、これはさっきも申し上げましたように、今、タケノコの売上も、この和水町で約2億近くの売上があると。そしてまた、荒れた山も十二分にあると。三加和にもあります、私はこう下ってきますと、菊水の地区にもあります。そういうことを頭に置きながらですね、若い人がやっていただくならば、これはもう最大の効果だと思います。しかし、そればかりは望みもできません。定年退職をされた方々、そして再度ちょっとなら孟宗山を手入れしようかというようなお気持ちのある方、その方々に対してもですね、この1反をやっていた

だくと。10人おれば1町ですね。県の推進の事業としては3、4町やれよというようなことですが、頭数をそろえれば1町、2町、すぐできます。それをちょっとですね、町の補助としてやって、荒れとる山を一度びしっとすればあとの手入れは非常に簡単にやっていけます。そういう点を含みながらですね、町単独の補助を私は是非考えながらやっていただくなれば宝の山になる。そしてまた、ある程度の体の動く人は、ちょっと1反でもほんなら孟宗山でも手入れしてちょっと出荷でもすれば煙草銭くらいにはなるぞと、そういうような一つの望みもあります。大々的にやる人もいい、そしてまた定年後やろうという人にもいいというようなことで、そしてまたお金も入ってくると。そういうことを願ってですね、是非この補助制度の確立をお願いしたいというふうに思っております。これはお願いということでございますが、これで私の一般質問を終わらせていただきますが、その点、もう一遍だけちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 最後に、最後の御質問に対してお答えをいたします。確かに庄山議員がおっしゃいますように、菊水地区、私の近場あたりでも孟宗竹の山は少ないんですけども、それでも帰ってみえたとか、勤められて我が家に帰ってみえたとか、そういう方が細々とやっておられますけれども、一番魅力は今庄山議員も言われたように、あんまり手のいらんですもんね。最初は大変だと思いますけど、ですから、そういう意味では片手間というと大変失礼ですけども、なんとか兼ね合いながらでもやれるというところなんです、しっかり検討してまいりたいと思います。また勉強させてください。

○議長（杉本和彰君） 以上で、庄山議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。半から行います。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時30分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。本日最後に森議員の発言を許します。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 皆さんこんにちは。本日最後の質問者になりました2番議員の森でございます。皆さんお疲れだと思いますけど、今しばらくお付き合いをお願いしたいと思います。

質問事項として、学校統廃合問題について通告をしておりますので執行部におかれましては、よろしく御答弁ください。

さて、昨年12月2日に、明るい和水町をつくる会より学校統廃合事業について、議会報告会開催を求める要望書が提出されたのを受けて、1月31日午前、午後、三加和、菊水地区に分けて開催されたところであることは御存じのとおりです。内容は、混乱、混迷を深めている学校統廃合事業の現状と実態、そして今後の方策についての意見交換が主でした。そこで感じたことが、福原町長の真意を質しておく必要があると感じたことが3点ほどあります。今回一般質問に取り上

げた次第です。

なお、我が議会にあっても既に御存じのように2月の全員協議会のおり、学校統廃合特別委員会を立ち上げまして、豊後委員長、蒲池副委員長を中心に3班の班構成も済み、今後取り組みを進めていくことになりましたことは、皆さん既に御承知のとおりであります。そこで、学校統廃合問題について3点ほどお尋ねをいたします。

学校統廃合問題について（1）先般開催した議会報告会の中で、出席者から菊水区域の学校統廃合問題が紛糾している原因の一つに、（株）ライト設計の招致問題を厳しく指摘をされました。町は税金を使い、ライト設計と直接契約を結び、要請をしてきた設計内容や安全性については当然町民の疑問に答えるために、無条件で公開する義務と責任があると考えるが、なぜ町長はこれまでライト設計の招致を拒み続けるのか、町民への納得のいく説明を聞きたい。（2）議会報告会の中で、ある質問者に対する議会側の答弁の中で、ある議員からリスクを強調した現在のゴルフ場発言がなされました。町長は現在のゴルフ場の経営、運営状況をどのように認識されておられるのか伺います。（3）同じく議会報告会で12月3日に町長と直接会って話をされた方の発言がありました。この方は、今の混乱を解消するために非常に心配をされておりまして、町長とお話をされた。その内容をですね発言されたわけです。町長が、①町長の白紙撤回、②町長選の実施、③議会を解散のいずれかで混乱を収束したい、と町長発言があったということをおっしゃいました。真意を、町長の真意をお伺いしたいと思います。あと以降につきましては、質問席のほうから質問をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 森議員の御質問にお答えを申し上げます。よろしく願いいたします。学校統廃合問題についてということで、まず1点目。先般開催した議会報告会の中で、出席者から菊水区域の学校統廃合問題が紛糾している原因の一つに、（株）ライト設計の招致問題を厳しく指摘された。町は税金を使い、（株）ライト設計と直接契約を結び、要請してきた設計内容や安全性については当然町民の疑問に答えるために、無条件で公開する義務と責任があると考えるが、なぜ町長は、これまでライト設計の招致を拒み続けるのか、町民への納得のいく説明を聞きたいということでございます。

これにつきましては、再三申し上げてまいりましたけども、当時21億、あるいは11億ということですね、数字が出てまいりまして、21億についてはこういう工事内容なんですよ。11億についてはこういう工事内容なんですよというのをお示しをして説明を申し上げました。今度学校統廃合委員会が、特別委員会ができましたので、どういう形になるかは今のところわかりませんが、当時は最高の事業費にしても21億で抑えたいという気持ちがございました。したがって、21億だとこうなります、これで安心安全は保てますということで、（株）ライト設計さん、県内一流の設計屋さんでございまして。そういう面では一流の業者さんがつくっていただいた、設計というよりも基本構想ですね。ですから、そういう意味では本当に幾らかかるのかということとは、次の段階の基本設計、実施設計この時点で21億の内容がはっきりしてくるということではな

かろうかというふうに思います。

したがいまして、私のやりたい基準での御説明を申し上げて、また業者さんのほうも問題ないと、安心安全問題ないというようなコメントも頂戴いたしておりましたので、その流れで現在に至っているということでございます。

第1答弁でございます。自席に戻りましてから、またお答えを申し上げます。

それから2番目、議会報告会の中で質問者に対する議会側の答弁の中で、ある議員からリスクを強調したゴルフ場発言がなされた。町長は現在のゴルフ場の、先ほど「経営」という文言も入りましたけれども、経営、運営状況をどのように認識しているか伺うということでございます。つまびらかな発言内容につきましては、全て知る由もございませんけれども、今現在、菊水ゴルフクラブですか、経営しておられる会社さんにつきましては、もう皆さん御存じのように、県内有数の地場産業でございます。多角経営で活況を呈しておられるところでございます。したがいまして、経営的にはおそらく、知る由もありませんが、正常であられるというふうに思います。ただ、ゴルフ場の場合は、皆さんも御案内と思いますけれども、会員が主体なのか、ビジターが主体なのかでまた収益状況が変わってまいりますんですね、このへんはちょっとわかりません。

それから、運営状況ということでございますけれども、ここに付きましてもある意味地元の業者さんでございますのでですね、経営母体の会社さんとしては、どう表現すればいいんでしょう、会社自体は問題がないんじゃないかというふうに考えております。この答弁で、まだ不足があると思いますので、また聞いていただければと思います。

それから3番目に、同じく議会報告会で12月3日に町長と直接会って話をされた方の発言があったと。今の混乱を解消するために①町長の白紙撤回、②町長選の実施、③議会を解散のいずれかで混乱を収束したい、と町長発言あり。真意を問うということでございます。町民の御発言でございますので、これについて反論をする気はございません。受け止め方でございますのでですね、ただ、今の状況を収束するためにはこれこれこれしかないよと。これこれこれで収束するよというんでは違うと思うんです。事実私自身は皆さんの御指摘は受けながらですけども、まだ続けておりますし、それから、議会の解散等々につきましてもですね、どういったらいいんでしょうか、それらしき振る舞いもせずにやってまいったつもりでございます。真意としてはそういうことでございます。収束する、即座に収束するためにはどうすればいいか。こんくらいしか方法はないでしょうねというつもりで申し上げました。これは受け止め方の問題でございますので、反論はいたしません。第1答弁以上で、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） まず1点目のですね、住民説明会のおりに出ましたライト設計云々というこの問題でちょっとお尋ねをしたいと思います。去年の3月議会で、町長はいわゆる21億円案、11億円案ですか。そのことを基本に据えながら、私どもも非常にこういった角度から考えて、一つのポイントになったのが、情報がですね、私らが判断する情報に、設計屋さんの情報が議会側が納得するだけの情報として提示されなかったというのが、当時一番の議会側の課題でござ

ざいまして、それでああいう形で修正予算というような議会になってしまったわけですね。私たちの望むところではなかったんですけど、それはやむを得なかったということでございます。ただ、この1月31日に、ずっと住民の方々も非常に心配をされて議会にいわゆる議会報告会を開催してくれと、その中で議会に尋ねたいこともあるんだ自分たちは、というようなことで、開催要望書というのをを出されてきたわけですので、議会としては当然お受けしなくちゃいけないということで1月31日の開催になっていったわけです。その中でですね、いろいろ意見は出しましたが、トータル的に言いますと、やっぱり皆さん非常に不安な中でいろいろ考えておられるな、そして混乱されてるなというのが正直なところなんです。それで、いろいろありますけど、考え方としてはいろいろありますけど、ある午前中だったと思います、三加和側の確か午前中だったと思います。ある若いお母さんがですね、いわゆる私は耐震であろうが、新築であろうがそんなことはどうでもいいと、とにかく統合を進めてほしいと、我が子がいわゆる複式学級で教育を受けてる、そういう中で少しでも一人でも多くの友達をつくって、そして早く統合をしてもらって一人でも多くの友達をつくって、そして大きく成長をしていってほしいと。それをお母さんは望んでいるという発言をされたんですね。これにはちょっと私も正直言うて申し訳ないなという思いです。ね、その時は思ったこと、今でも思ってますけど、その時は本当に申し訳ない、そのお母さんに対して申し訳ないなと、なんとかこうできんもんだろうかなという思いが非常に大きゅうございました。

それで、何でもこういう形になったのかなとよくよく考えてみたら、福原町長は福原町長なりに責任感を持って、自分なりに設計屋のいわゆる構想を聞いて、そして自分なりに判断をされて、そして責任者としての一つの考え方として、21億案と11億案というのをを出されて、それでそれを進めるというような形で示されたんでしょうけど、なんていうかな、我々議会側も、私の前の一般質問の方々の中にも時々出てきましたけど、判断を、議員が判断をする時にですね、ただ感覚的な判断では判断になりませんので、やっぱり文書なり、あるいは数字なり、あるいはそういう的確な情報というのがどうしても必要になるんですよ。もちろん設計図的な、技術的な判断力が自分にない時は、それをマル秘でない限りは、それを今度は専門の、自分自身はわかりませんから、専門の方のところに御相談をしながら、こういう場合はどういうふうに判断したらいいんですかとか、やっぱりそういう勉強をしながら我々議員も無責任な判断はできないということでやっていくわけですから。そういう意味ではですね、この住民の側から出た設計、ライト設計の情報不足というのが、議会説明会でも、それが一番のもめてる原因じゃないのかというような指摘を受けたわけですね。そうなりますと、一般質問あたりで何回も町長の真意は問うてますが、あえてまたここで問うことが自分としては必要なのかなということで、今回また載せさせてもらったということですね。そういういきさつがございます。いわゆるそのことについてですね、やっぱり町民の方々、住民の方々非常に心配をされておりますので、再度お尋ねをここでしたいと思います。当然私たちも議会側として、いわゆる学校統廃合特別委員会を立ち上げてますので、当然この問題はその中でも出てくると思います。そのことについて町長がどう答えてこられるか、あるいは臨んでこられるか、そのへんはその時になってみないとわからないと思いますけど、今

日は、お考えなりなんなりあれば、この場でお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先ほど申し上げたこととやや重なるかも知れませんが、当時21億と11億という数字がありまして、21億の工事であればですね、もう全く問題ないんじゃないかなかと、それは独りよがりだと言われればそうかも知れませんが、業者さんのほうも、正式なはんこを押した文書じゃありませんけども、メモを、メモといいますか、見解を頂戴いたしておりますし、問題ないと。問題は基本設計、実施設計の段階で、どういう設計書が出来上がるのかと、当然同じ業者さんになった可能性が高いですけどね、あそこまで噛み込んでいただいておりますんでね。ですから、そこでの本当の意味での御説明ということでもいいんじゃないか。その前に基本構想の時点で業者さん呼ぶ、等々では全ての事業について業者さん呼ばなくちゃいかんというようなことにもなりかねませんもんですから、21億というのを上限の前提にいたしまして、そのように申し上げてきたわけでございます。申し上げましたように、統合委員会、失礼しました、特別委員会もできましたんで、もんでいただければというふうに思います。

ですから、私は今でも21億、それから11億にしてもそうですけども、まあ6億9,000出しましたけども、最終的にはそれぐらいの金額はなりますからね。そういう意味で、そのへんであれば見解もいただいておりますし、問題はないだろう、基本設計、実施設計に進んでいいだろうという気持ちを持っておりました。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 何で今さらこのライト設計のことを私が蒸し返したかと申しますとですね、一つはやっぱり、当時21億、今おっしゃった11億の案ですね。私自身相当揺れたんですよ。ただですね、揺れましたけど、正直言うて与党議員あるいは町長側のほうから私に対する働きかけは一切ありませんでした。私も小さな町の議員ですけど、まあそれなりに政治家の端くれという自負心は持ってましたので、こらもう当然こういう状況の場合は政治的な動きがなされるだろうなど。新人議員でもあることだし、一番のターゲットにたぶんなるだろうと、私自身はそういうふうに思ってたんですよ。ところが全然なされないし、また、そういうことはなかったということが、これは過ぎたことをいろいろ言っても始まりませんけどですね。ただ私がこれを何で言うのかということですね、この時点からもう既に変な方向に行き始めたんですよ。それがこの1年ですもん。先ほどの確か中でも、蒲池議員だったか、ちょっとやり取りの、町長とのやり取りの中で、12月から今までほとんど働きかけなかったじゃないですかというようなやり取りがあったというふうに私は覚えてますけど。やっぱりですね、そりゃ立場が違えば考え方も違うし、表現の仕方も違います。ただお互い政治を志す人間であるならば、己を捨てて、住民のため町民のためという大義が立つならば、判断材料にはなるんですよ。ただ働きかけがないならばどうしても、なんていうんですか、自分の今までの考え方でもってずっと進んでいくと。

私自身、区長も6年ほどしましたし、その間特に当時町の代表、区長会長もさせてもらいまし

て、番城グラウンドの建設用地の回収問題あたりにも町のほうから「是非協力してください」と言われてですよ、これは立場上協力せざるを得ないという状況に私自身なっていってしまったし、だから当然そういう中で、今度は一つの考え方、私の考え方というのは出てくるんですよ。だから今度はその考え方で出来上がった私の考え方を覆すという形をするならば、そりゃそれなりの大義が私にないならば、そりゃ私はでけんですもん。じゃあどうやって私自身が今後生きていきますか。やっぱり大義名分があって初めて人間は生きていける部分があるわけですから。ですから、そのこのとこがですね、学校問題で、統廃合問題でですね、昨年の3月からなんか変なふうに、方向に行ってしまったなど。ある議員なんかは、うん俺も21億だったら町長の出方一丁では踏み込んでも良かったけどなというような話をしたこともあります。正直言うて。だけど、それはあくまで議員対議員の話でありまして、町長を交えた三者の話じゃありませんのでですね。ですから、そういう非常に微妙なところを乗り越えてきてしまったというのが今の現状ということですね。それでも私たちは子ども達、あるいは住民町民の方々に対しての負託を受けてますので、町長も私も。ですから、そういう中ではですね、逃げるわけにはいきません。どこかで判断をせざるを得ない、踏ん切らなくちゃいけない。そういうことが、この設計問題には裏のほうに横たわっているということですね。

そういうことで、町長の責任を私がどんなに問うて追及しても、それはただ単に言葉上の問題ということになりかねませんので、それは今日は申し上げません。ただ、私も責任を感じる代わりに、町長も是非そのへんの自覚はしていただきたいなというふうに思います。それで1番はそれくらいにしておきたいと思います。

2番のですね、これは先ほちょっと町長答弁の中にもありましたけども、おっしゃるとおりです。町長自身が議会報告会の中に出席されたわけでもなんでもありませんので、いきさつがどうだったかよく見えないということをおっしゃいましたけど、おっしゃるとおりだと思います。あのですね、実はある参加された住民の方からですね、番城グラウンドのことでの発言があったわけですよ、番城グラウンド建設が自分としてはいいと思うという、いろんな理由を申し上げられてですね。そういう中で議員の人たちはどう思うかということで聞かれたもんだから、今までどっちかというトリニューアル的なほうに批判的だった私とか、そういう議員さん達はそれだけ日頃今まで言っておられるからもういいと。ただ、福原町長を支持されている方々の議員さんの話が是非聞きたいと、そういう聞かれ方だったわけですね。そういう中で、ある議員さんからゴルフ場のですね、過去、このゴルフ場の経緯は、私もよく、私ゴルフしないもんですから、よくわからないんですけど、ただ一番最初は桑名工業というところが所有していたわけですね。私なりにちょっと調べたら22年の1月に今の司ゴルフさんに変わってるみたいですね。その後ずっと司ゴルフさんが運営をされているということになって。私自身はゴルフもしないし、それからそういうゴルフ場の不評といいますか、そういうこと聞いたことがなかったもんだからですね。そしてらちょっとゴルフ場の過去、何十年前かわかりませんが、少なくとも10年前じゃないと思います。20年前、30年前近くのあった、その時期にあった悪評みたいな話をですね、ちょっと強調された部分があったもんですから、そのことについて私はなかなか表現が難しいなと思って、そ

れで、リスクを強調したゴルフ場発言がなされたという、まあそういう書き方をしたわけですね。それで、なんで私がゴルフ場運営について町長どう思われてますかということ聞いたのは、確か先般説明の中にありました、税収の中にですね、ゴルフ場、あれはなんていうんですか、使用料ですかね、使用税ですかね、1,100万という数字が確かあったと思います。それでちゃんと税金払ってあるなど、たぶん固定資産税もそれなりに入っているんじゃないかなと。そういうことで、別に問題はないはずなんですけど、そのへん、ですから、わかる範囲で結構ですので、確か22年の1月ぐらいから今のゴルフ場が変わってると思いますけど、その後のそういう遊興税というんですか、あるいは固定資産税等あたりで何か問題点あたりがあった年があればちょっとお尋ねしたいというふうに思いますけども。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 27年度ですか、27年度の実績で1,000万強、これです。の利用税を納めていただいております。ただ、ゴルフの利用者さんもこれは決して、当該の事業者さんに限ったわけじゃなくて、だんだんゴルフ人口の減っておりますもんね。そいけん、少しずつは減少傾向にはあるんでしょうけれども、しかし、私どもにとっては、町にとってはかけがえのない金額という収入にはなっておるところでございます。何といたしますか、ゴルフ場にしても、不特定多数が来るというのは、これは宿命ですのでね、こういうのは語弊があるかもわかりませんが、そりゃあ、車の通行等々も考えて、あるよりもなかったほうがよいかもかもしれませんですね。ですから、存在そのものについてはそういうふうを考えるものでございます。先ほども申しましたけれども、事業者さんというのは県内有数の地場産業さんでいらっしゃると思いますので、そのへんについては町へのそういう税金の納付とともにですね、ありがたいというふうに思っているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） この問題でですね、22年のその当時、私が調べた範囲では、相当額桑名さんの調子がおかしくなっていて、固定資産税あたりをためておられたわけですね。ほんでそのへんが入ってなかったと。だから、今町長がおっしゃったように、優良な地場産業の方だったら、ある程度の町との話ができていくけど、これがグローバル化してくる時代に、やれそのなんちゅうですか、外国籍の企業であるとか、そういう企業あたりが入ってくると非常にこう話に変なふうになりかねんから、是非地場産業のどこあたりに相談をしながら願ってきたという、そういういきさつをちょっと聞いたことがございます。それで、それは当然だろうなというふうに思いましてですね。ただ幾ら滞納があって、幾ら入ってきてどうだこうだって、そのへんはですね、時の執行部の話でありますので、そりゃもうそれなりに精一杯努力をされての数字が出るとははずですから、私はそのへんについてとやかくいうつもりは毛頭ありません。ただ、一つのこれも企業誘致じゃありませんけど、一種の、企業をきてもらって、そして我が町に税金を落としていただくという、そういう面からいくなれば、我々議員団のほうも的確にその企業を応援する、応援す

るというちょっと語弊がありますが、理解を、的確に理解をしていくということをしていかないと、やっぱりちょっとまずいんじゃないかなと、その時にそういうふうに思ったものですから、そのへんも含めて、町長に是非、そういうこともございましたよという、そういう意味合いから、この２番の問題は取り上げたというふうに御理解をいただければというふうに思います。

それでですね、２番の件につきましては、我々同じ議員仲間の話でもありますので、私もこれ以上言うつもりはありません。ただ、そういう今申し上げたような中でリスクを強調された議員さんは、きっと福原町長応援というそういう意味合いからの発言だったんだろうなというふうに理解しておりますので、今後お互い、そのへんは今申し上げたように、企業さんに対してできるだけ理解を示すような方向で進んでいければ結構かなというふうに思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、ありがとうございます。おそらくですね、この和水管内に住んでおられる方であればですね、事業者さんの名前は知っておるでしょうし、また、どういいでしょうか、先ほど私が申し上げましたように、学校のそばですんでね、そりゃもう事故等々考えれば、あったよりなかほうがよかつはですね、これはしょんなかですもんね。まあそういう思いじゃなかったんだろうかとも想像いたしますけどもですね。私も先方の社長様とは玉名で会合があったりすると御面識をちょうだいしておりますので、これからも、ちょうどあの辺の用地ともですね、重なり合っておりますもんですから、事業面でもですね、お力をお借りしていかなくちやいかんお相手だと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

２番 森 潤一郎君

○２番（森 潤一郎君） ゴルフ場問題については、それで打ち切りたいと思います。

３番に出しております、町長の発言、私は心配して町長さんに会いに行きましたと。それで、こういうことが先ほど申し上げたような、その方がおっしゃったのは、白紙撤回、あるいは町長選の実施、あるいは議会の解散のいずれかで混乱を収束したいということを町長さんはおっしゃいましたという、そういう発言をされたもんだからですね。私自身、まあ当然ある面で考えることはみんな一緒かなというふうには思いましたけど、一応、町長の真意をこういう場で問うことも必要なと思って取り上げました。先ほど町長は、いわゆる捉え方の違い、あるいは受け止め方の違い、そのへんあたりも非常に微妙なところがあるんだというような発言の仕方をされましたけど、やっぱりですね、そういういくら町民の方といっても、ああいう町政、町政、議会報告会というような形で、こと学校問題に限ったとはいいいながらも、いわゆる公の場での会議という形をとったわけですから。そうなりますと、ただ町長と一町民との話でしたということでは済まないというふうに思うもんですから、そのへんまた再度お考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） この町民の方はもう、なんといいですか、この話が、この話といいですか、この活字を見た瞬間にですね、お相手さんはわかりました。どの方というのはですね。これはもう、それこそ御存じの方も、もちろん御存じの方もいらっしゃると思いますけども、決して私のえこひいきということじゃなくて、公正中立な方です。本当にそういう意味ではですね、事業もやっておられますし、ですから、おそらくこの御発言の中にはですね、御自分の感じられたこと、あるいは受け止められたこととしてですね、御発言があったんだと思います。ですから、お受け止めについては、これはしゃべったほうの責任ですから、それについて決して反論、異論を唱えるつもりはございません。

森議員もおっしゃったように、なら即座に解決するにはこんぐらいしかなかでもんね。それをやるやらないは全く二の次にしてですね。できれば早期の解決を図りたいというようなお話を申し上げたことはこれは事実です。ですから、それをやるとかやらないとかというつもりはございません。

○議長（杉本和彰君）

2 番 森 潤一郎君

○2 番（森 潤一郎君） 今、町長がおっしゃったようにですね、実際私もこの方の発言を聞いて、非常に誠意のある真面目な一生懸命な人だなというふうに私自身は思いました。たぶんですね、この方は非常に我が町の行く末を心配されて、これでいいのか、自分の心がきつともうなんか自分で収まりがつかんもんだから、だから自分で町長にたぶんアポを、アポの電話を入れたりとかしながら約束をされてお会いになったんだろうと、私自身そう思ってます。

ですから、今町長がおっしゃったことについて、私も反論するつもりはありません。ただ、私が申し上げたいのは、そういう一生懸命我が町をまだ思っている住民の方々がいらっしゃるということですね、我々は、町長もそうですけど、私たちももっともっと素直に前向きに捉えて、そしてなんとか早くこの学校問題を解決するようにしていかないと、なかなか厳しい問題はいっぱいあると思いますけど、私はもうこれ以上、口べたですので表現できませんけど、前に進んでいけないんじゃないかなというふうに思います。あとはもう福原町長の良心に私自身がかかるしかありません。そのことを申し上げて、少し時間は残りましたが、私の通告は、この1点、学校問題だけに絞っておりますので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 以上で森議員の質問を終わります。

これで本日の会議は全部終了しました。

11日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後4時18分

